豊橋市男女共同参画行動計画

とよはしハーモニープラン 2018-2022

素案

平成30年1月

豊橋市

第1章	プランの策定について ・・・・・・・・・ 1
1 2 3	策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	豊橋市の現況 ・・・・・・・・・・・・ 5
1 2 3	人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章	プランの基本的な考え方 ・・・・・・・・ 8
1 2 3 4 5	プランの目標像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4章	プランの重点目標と施策・・・・・・・・・・・・1
重点	標1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚 ・・・・・・・・ 18 点目標(1)人権を尊重した男女共同参画意識の向上・・・・・・ 16 点目標(2)子どもや親への男女共同参画の促進・・・・・・・ 20
重点	標2 あらゆる分野での男女共同参画の促進(女性活躍推進計画) 24 点目標(1)政策・方針決定過程の場への女性の参画促進・・・・・ 25 点目標(2)地域社会における男女共同参画の促進・・・・・・ 32
重点	標3 男女が働きやすい環境づくり(女性活躍推進計画) ・・・・ 39 点目標(1)雇用や就労における男女平等の推進・・・・・・・ 40 点目標(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ・・ 45 点目標(3)男女の活躍促進・・・・・・・・・・・・ 52

基	本目標4 生涯を通じた健康の保持と、安心できる生活環境の整備・・・56
	重点目標(1)生涯を通じた心身の健康づくりへの支援・・・・・ 57
	重点目標(2)様々な困難を抱える人々への支援・・・・・・・62
	重点目標(3)女性や男性に対する暴力の根絶(豊橋市DV対策基本計画) · 70
基	本目標5 計画を推進する体制の整備 ・・・・・・・・・・・・ 77
	重点目標(1)推進する体制の整備・・・・・・・・・・・ 78
	重点目標(2)男女共同参画センターの充実・・・・・・・・81
	果指標一覧 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
参考	資料
1	男女共同参画社会基本法 ・・・・・・・・・・・・・・ 88
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・・・・・93
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・102
4	豊橋市男女共同参画推進条例 ・・・・・・・・・・・・・・109
5	豊橋市男女共同参画審議会規則・・・・・・・・・・・・・・113
6	豊橋市男女共同参画審議会 委員名簿 ・・・・・・・・・・・114
7	豊橋市男女共同参画推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・115
8	豊橋市男女共同参画行動計画 策定経過 ・・・・・・・・・・117

第1章 プランの策定について

1 策定の趣旨

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

男女が互いにその人権を尊重しながら、喜びや責任を分かち合いつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現には、少子高齢化が進み、人口減少社会に歯止めをかけるべく取組みを進めている我が国にとって、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。このような状況のもと、国は平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、愛知県においても、このような社会情勢の変化や国の動向をふまえ、平成28年に「あいち男女共同参画プラン2020~すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして~」を策定し、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、様々な取組みを進めています。

豊橋市では、男女共同参画社会のさらなる実現をめざし、平成 11 年に「とよはし男女共同参画 2000 年プラン」、平成 15 年に「男女共同参画行動計画 とよはしハーモニープラン 21~男女共同参画が奏でるパートナーシップ~」、平成 25 年に「豊橋市男女共同参画行動計画 とよはしハーモニープラン 2013-2017」をそれぞれ策定し、全市を挙げて男女共同参画に関する取り組みを推進してきました。

このような中、平成 28 年度に実施した市民意識調査では、依然として固定的性別役割分担意識(※)が根強く残り、家庭や職場、地域社会における男女共同参画の推進を阻む大きな要因となっています。一方で、平成 27 年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大していることから、あらゆる分野で女性が活躍できるよう、多様で柔軟な働き方ができる環境づくりが急務となっております。

※固定的性別役割分担意識:「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を分担するのが当然とする固定的な 意識 また、生活環境の整備として、貧困や病気、DV被害など様々な困難を抱える方や、体の性と心の性に違和感を持つ方々などが、安全で安心して心やすらかに暮らすことができる社会の実現に向け、更なる推進を図ることが重要となっています。

今回策定する「とよはしハーモニープラン 2018-2022」では、「とよはしハーモニープラン 2013-2017」の計画期間が終了することをふまえ、社会情勢に応じた、新しい方向性を加え策定するものです。

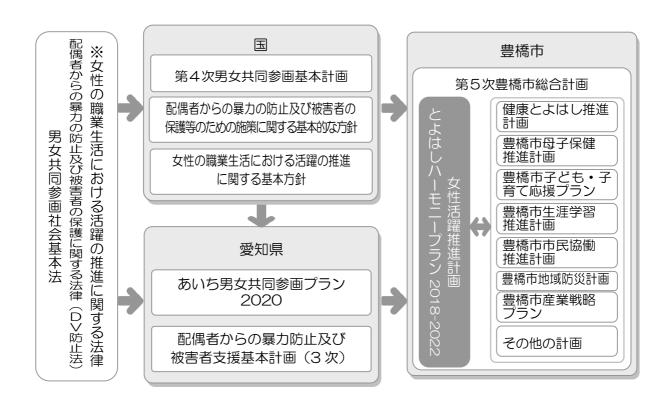
2 プランの位置づけ

このプランは、「豊橋市男女共同参画推進条例」第 11 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な行動計画です。また、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

なお、「第5次豊橋市総合計画」を上位計画とし、そのほか関連諸計画との整合性を図って策定しています。

また、平成27年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立により、第6条第2項に「市町村推進計画」の策定が努力義務として定められました。

本市においては、現プランの中で女性の活躍促進に関する各種施策は実施してきましたが、国・県の動向をふまえ、このプランではその一部を本市の「女性活躍推進計画」として位置づけていきます。なお、女性活躍推進計画は、プランの体系及び第4章の関連する重点目標にその旨記載しています。



3 プランの期間

平成30 (2018) 年度から平成34 (2022) 年度までの5年間とします。 なお、期間内でも社会情勢や市民意識の変化などに応じ見直しを行います。

	年度
	27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 (2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022) (2022) (2023) (2024) (2025)
玉	第 4 次男女共同参画基本計画(2016~2025 年) 施策の基本的方向(2016-2020)
愛知県	あいち男女共同参画プラン 2020
	第 5 次豊橋市総合計画 (2011-2020 年)
豊橋市	とよはしハーモニー プラン 2018-2022 女性活躍推進計画

第2章 豊橋市の現況

1 人口の状況 …住民基本台帳/平成29年4月1日現在 () 内は平成25年比

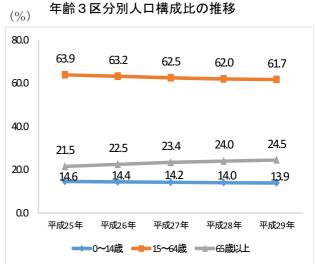
◆ 総人口

376,886 人(2,792 人減)

総人口は平成25年度以降、緩やかに減少しています。

年齢3区分別人口構成比は0~14歳(年少人口)と15~64歳(生産年齢人口)の割合が減少し、65歳以上(高齢者人口)が高くなっています。





2 世帯の状況 …国勢調査/平成 27 年 () 内は平成 7 年比

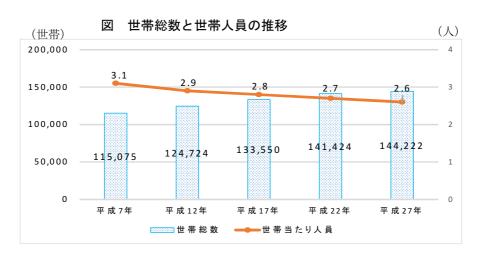
◆ 世帯総数

144,222 世帯 (29,147 世帯増)

◆ 世帯人員

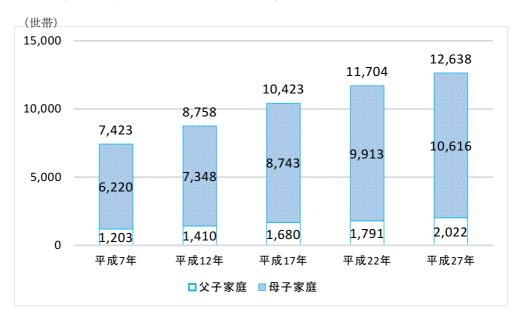
2.6人(0.5人減)

世帯総数は増加し、世帯あたりの人員は減少しています。



◆ ひとり親家庭 …国勢調査/平成 27 年 () 内は平成 7 年比 母子家庭 10,616 世帯 (4,396 世帯増) 父子家庭 2,022 世帯 (819 世帯増)

ひとり親家庭は増加を続け、特に母子家庭でその傾向が高くなっています。

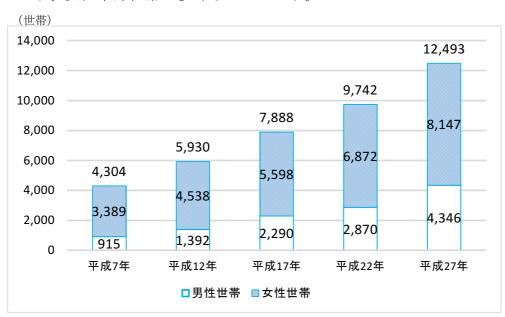


◆ 高齢者単身世帯 …国勢調査/平成27年 ()内は平成7年比

女性世帯 8,147世帯 (4,758世帯増)

男性世帯 4,346 世帯 (3,431 世帯増)

高齢者単身世帯は増加を続け、女性の方が男性より平均寿命が高いこともある ことから、女性単身世帯が多くなっています。



3 就業の状況

◆ 性別就業率 …国勢調査/平成27年 ()内は平成7年比

男性 68.1% (10.3 ポイント減)

女性 50.3% (2.7ポイント減)

就業状況では、男性は減少し続けていますが、女性は平成 22 年より微増となりました。

女性の年齢別就業率では、30歳代の就業率が増加し、「M字カーブ」の底部分が改善されています。

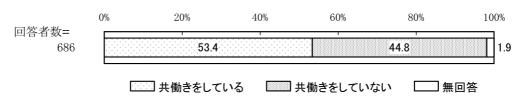
性別就業率の推移 (%) 100.0 78.4 75.3 80.0 72.3 70.2 68.1 53.0 60.0 52.2 51.6 50.2 50.3 40.0 20.0 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 →女性 → 男性

女性の年齢別就業率の推移 (%)100 81.9 77.4 76.8 80 77.6 70.3 60 60 40 25.3 20 15.3 20歳代 30歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上 40歳代 ---H28 ----H26

※「豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査」(調査対象は市内在住の20歳以上の男女)より引用

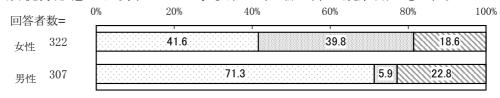
◆ 家庭における就労状況 …市民意識調査/平成28年

家庭における就労状況では半数以上が共働きをしています。



◆ 性別就労形態 …市民意識調査/平成 28 年

性別就労形態では男性に比べ、女性で極端に非正規雇用が多くなっています。



フルタイム パートタイム・アルバイト ここ その他

第3章 プランの基本的な考え方

1 プランの目標像

男女共同参画社会の実現をめざして

このプランは、豊橋市における男女共同参画社会の実現を目的としています。男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画社会基本法に示されたように、

- ①男女が社会の対等な構成員であること
- ②自らの意思によって社会のあらゆるところに参画できること
- ③男女が均等に利益を享受できること
- ④男女が共に責任を担うこと

などの条件を克服しなければなりません。つまり、男女の人権が尊重され、あらゆるところに参画することができ、その利益も、責任もともに分かち合えるようになる必要があります。

こうした、男女共同参画社会の実現を阻む要因には、社会の仕組みや制度が男性 優位であることとともに、人々の意識の問題があげられます。人々の意識の根底に 存在する古くからの考え方のうち、「男は仕事、女は家庭」というような性を根拠 とする意識や判断基準などは、肉体的な性と区別して社会的・文化的性差(ジェン ダー)と呼ばれています。

この考え方は、「男はこう生きるもの」、「女はこうあるべき」というように、さまざまな形で人の生き方を固定化し、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因となっています。

豊橋市では男女がいきいきと暮らせるまちづくりをめざし、平成 16 年に「豊橋市男女共同参画推進条例」を制定しました。

このプランでは、人々の意識の啓発を中心としながら、社会のあらゆる場に男女がともに参画できるような環境づくりを進め、「男女共同参画が奏でるパートナーシップ」により、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

<豊橋市男女共同参画推進条例における基本理念>

- 1. 男女の個人の人権が尊重されること
- 2. 性別による固定的な役割分担意識が男女の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮されること
- 3. 男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野で方針決定、計画立案に参画する機会が確保されること
- 4. 男女が相互協力と社会支援の下、家庭生活とその他の活動が両立できるよう配慮されること
- 5. 男女が互いの性を理解し、尊重するとともに生涯を通じて健康的な生活を送ることができるようにすること
- 6. 国際的な理解と協力の下で男女共同参画の推進が行われること

(豊橋市男女共同参画推進条例から要約)

2 プランの基本目標

男女共同参画社会の実現をめざして、このプランの基本目標を次のように設定します。なお、このプランでは、設定した5つの基本目標を推進するため、第4章で基本的な施策を掲げます。

1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

人権尊重の視点から、啓発活動や学習機会を充実し、市民の男女共同参画意識を 高めます。

2 あらゆる分野での男女共同参画の促進

行政や企業等の方針決定の場や、地域活動など、社会のあらゆる分野において男 女が共同参画することを促していきます。

3 男女が働きやすい環境づくり

就労の場において、男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりと 仕事と家庭の両立支援の充実をめざします。

4 生涯を通じた健康の保持と、安心できる生活環境の整備

保健や福祉のサービス充実等により、生涯を通じて健康で、安心して生活できる 環境の整備を進めます。

5 計画を推進する体制の整備

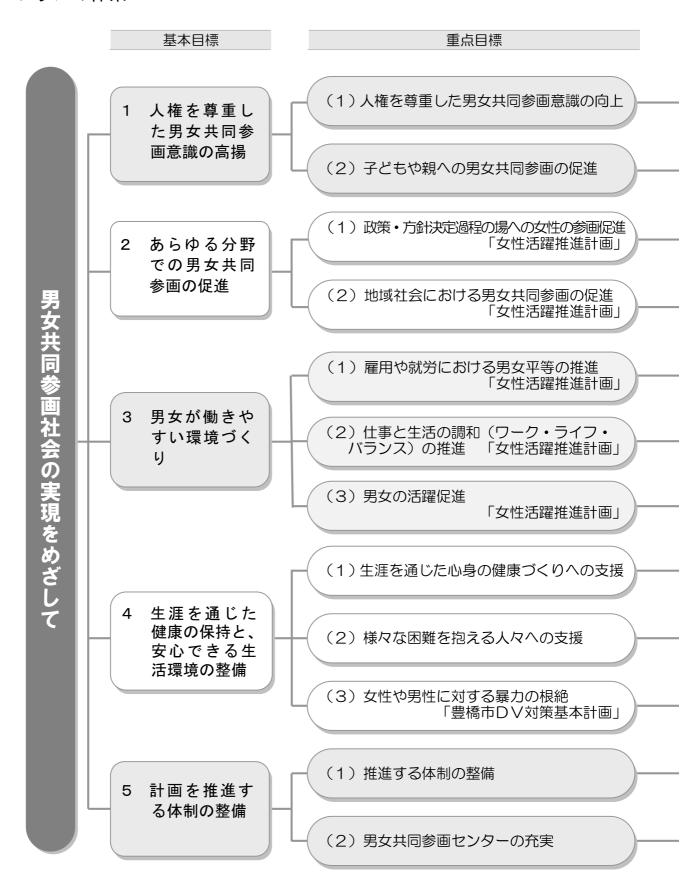
このプランの推進体制を確立するとともに、施策の推進体制を強化します。

3 プランの推進イメージ

施策の推進にあたっては、市、市民、事業主、市民活動団体などがそれぞれの役割を明確にし、相互に連携して、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的、計画的に推進するものとします。

市民協働による男女共同参画の推進イメージ 男女共同参画社会の実現 基本目標に基づく取組を実践 人権を尊重した 男女共同参画意識の高揚 2 あらゆる分野での 3 男女が働きやすい環境 男女共同参画の促進 づくり 5つの基本目標 生涯を通じた健康の保持 5 計画を推進する体制の と、安心できる生活環境の 整備 整備 市民協働 民 市 市民活動団体 事業主 連携 市 支援

4 プランの体系



基本的な施策 ① 男女共同参画の視点にたった、習慣や制度の見直し ② 男女共同参画を推進する学習機会の充実 ① 男女共同参画意識を醸成する家庭教育及び地域における教育の充実 ② 学校における男女共同参画教育の推進 ① 女性の登用の促進 ② 人材育成と能力の活性化 ③ 女性の能力や感性を活用するための環境整備 あらゆる人が参加できる地域活動の推進 2 地域活動における人材育成の促進 (3) 責任者への女性の登用等の促進 ① 雇用や就労における男女平等の推進 ② 男女が就労し続けるための支援 ③ 家族就労者への労働環境の整備 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進 2 子育て、介護の支援体制の整備・充実 ③ 職場における意識改革の推進(働き方改革) ① 働きやすい職場環境の整備 ② 女性の就業支援 年齢に応じた健康づくりの推進 (2) 性の理解と性差を踏まえた健康づくりの推進、女性の自己決定権の啓発 ③ 安心して出産・子育てができる体制の整備 ① 障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の生活の安定と自立支援の充実 2 貧困等生活上の困難に対する支援の充実 ③ LGBT(※)等性的少数者に対する理解促進と支援 DV防止のための啓発活動の推進

① 庁内推進体制の強化

2

② 市・市民・事業主等との協働によるプランの推進

安心して相談できる体制の整備 ③ DV被害者への自立支援の充実

- ① 男女共同参画に関する情報の収集、発信の拠点としての機能の充実
- ② 自主グループへの活動支援と市民参画・協働の推進

※LGBT:同性愛のLesbian (レズビアン)とGay (ゲイ)、両性愛のBisexual (バイセクシュアル)、心と体の 性が一致しない Transgender (トランスジェンダー) の総称で、それぞれの頭文字をとった略語。

5 女性活躍推進計画について

策定の趣旨

平成27年9月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」とする。)においては、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要であり、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ることが目的とされています。

本市の実情に応じた活躍を推進するため、女性が自らの能力や希望に応じた活躍ができるように、「豊橋市男女共同参画行動計画 とよはしハーモニープラン 2018-2022」の「基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の促進」、「基本目標 3 男女が働きやすい環境づくり」を女性活躍推進法第 6 条第 2 項に規定する本市の「女性活躍推進計画」として位置づけます。

推進イメージ

男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野(職場、家庭、地域、学校など)を対象とし、性別や年齢に関わらず一体的に取り組んでいきます。

男女共同参画社会基本法

女性活躍推進法 豊橋市男女共同参画行動計画 とよはしハーモニープラン 2018 – 2022 女性活躍推進計画 環境整備や取り組みの支援 職場 家庭 地域 学校

第4章 プランの重点目標と施策

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

人権尊重の視点から、啓発活動や学習機会を充実し、市民の男女共同参画意識を 高めます。

重点目標(1) 人権を尊重した男女共同参画意識の向上

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の解消や、 男女の地位に対する格差是正が重要です。一人ひとりが男女の人権を尊重し、 男女共同参画意識を持ち、家庭・地域・職場など生活のあらゆる場面において 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる環境整備を図ります。

重点目標(2) 子どもや親への男女共同参画の促進

人権を尊重した男女共同参画意識を育てるためには、子どもの頃から男女共同参画への理解を深め、それぞれの個性や能力を発揮できるよう支援していくことが重要です。子どもたちが男女の違いを理解し、お互いを尊重しつつ、個性や能力を十分に発揮できるよう、親の意識を高め、家庭及び地域、学校を通じて一層の男女共同参画教育を推進していきます。

重点目標(1)人権を尊重した男女共同参画意識の向上

【現状】

- ○社会全体の男女の平等感は依然として「男性の方が優遇されている」とする人が多く、特に「職場」や「しきたりや慣習」での不平等感が強く残っています。
- ○「平等である」とする割合は若い世代で高く、年齢が上がるに従って低く なっています。
- ○男女共同参画に関する用語の周知度をみると、基本法については半数近く、 市条例については7割強が「知らなかった」としています。

【課題】

- ○固定的な性別役割分担意識を解消するため、各種広報・意識啓発活動を強 化する必要があります。
- ○特に男性が優遇されている割合が高く、「職場」「しきたりや習慣」において、男性優遇の考えを「平等である」とする必要があります。

【基本的な施策】

- ○男女共同参画の視点にたった、習慣や制度の見直し
- ○男女共同参画を推進する学習機会の充実

指標• 目標値 とよはしハーモニープラン 2018-2022 基本目標 1 重点目標 (1)

啓発活動や学習機会の充実を図り、男女共同参画意識の高揚を目指します。

	実	績	目標	
担保	年度	実績値	年度	目標値
固定的性別役割分担意識に反対する(「ど ちらかといえば反対」を含む)人の割合	H28 年度	31.8%	H34 年度	50.0%
社会全体でみた男女の地位において、男女平等であると感じる人の割合	H28 年度	13.4%	H34 年度	18.0%

基本的な施策① 男女共同参画の視点にたった、習慣や制度の見直し

啓発紙の発行やイベントなどを通して、人権尊重意識の醸成を推進するとともに、 社会制度や慣行の見直しを推進します。

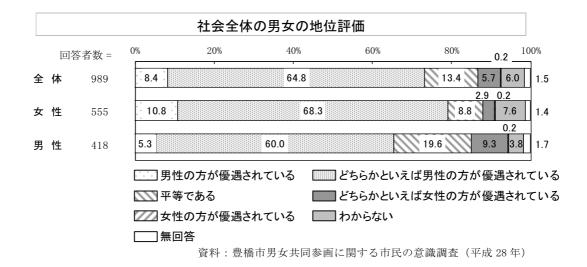
◎:新規事業

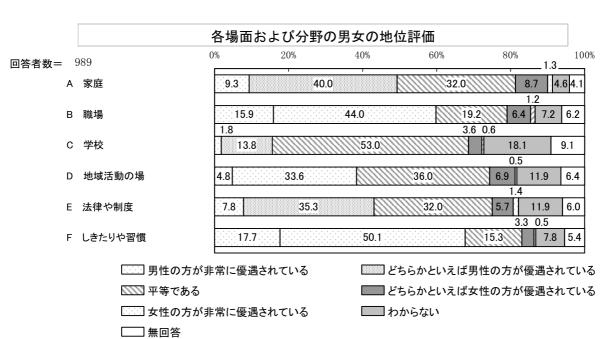
事業名	事業の概要
◎イベントやキャンペーンなどを活用した啓発	他課や関係機関のイベントやキャンペーン事業 などを活用し、広く男女共同参画意識の向上を 図る。
男女共同参画啓発紙の発行	男女の参画意識の向上を図るため、啓発紙「花づな」を発行し、更にHPで発信するとともに全世帯に配布する。
SNSや広報紙、地元放送局 と連携した広報活動の推進 による啓発	広報紙のほか、SNS などで男女共同参画の推進を広く市民へ周知する。また、ケーブルテレビやFMラジオ局のスポット放送などにより、各分野における男女共同参画の取組などを市民に周知する。
男女共生フェスティバルの 開催	行政・市民・事業主・市民活動団体が連携し、 男女共同参画意識の向上を目的としたイベント を開催する。
男女共同参画意識の向上を 図るイベントの開催	男女共同参画週間(毎年6月23日~29日) や男女共同参画月間(10月)に合わせて、男女 共同参画意識を高めることを目的としたイベン トを開催する。

基本的な施策② 男女共同参画を推進する学習機会の充実

あらゆる世代の男女が生涯を通じて、互いの人権を尊重し、男女共同参画の視点を高め社会参画できるよう、教育・学習の機会を提供し、その充実を図ります。

事業名	事業の概要
男女共同参画意識の向上を図る講座の開催	男女共同参画意識の向上を目的とした市民向け講座を開催し、男女の意識と資質の向上を図る。特にシルバー世代への意識向上に向けた講座を実施する。
人権出前講座の実施	地域における人権啓発として、人権擁護委員 などと連携し出前講座を実施し、人権擁護へ の理解を促す。
生涯学習講座の実施	市民の学習ニーズに対応したテーマ、参加し やすい魅力ある企画など、生涯学習講座を開 催する。
生涯学習情報の提供	生涯学習情報をインターネットで配信する。 また、その情報をもとに「生涯学習情報紙」 を発行し、市民に無料配布する。





資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

用語の周知 0% 20% 40% 60% 80% 100% 回答者数= 989 A 男女共同参画社会基本法 10.8 34.6 47.8 6.8 B 豊橋市男女共同参画推進条例 9.1 16.2 C 仕事と生活の調和 15.2 27.6 47.8 9.4 (ワーク・ライフ・バランス) D 配偶者からの暴力の防止及び 28.3 44.1 18.8 8.8 被害者の保護等に関する法律(DV防止法) E デートDV 15.1 16.6 58.8 9.5 F LGBT(性的少数者) 22.5 19.0 49.1 三 言葉も内容も知っていた | 言葉だけは知っていいた | 知らなかった □無回答

重点目標(2)子どもや親への男女共同参画の促進

【現状】

- ○7割以上の市民が「性別にとらわれず、個性を尊重するのがよい」と考えており、特に若い年齢層で高い割合となっています。
- ○男女平等の人間関係をつくるため、学校教育の場で必要と思うこととして、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が6割以上、「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」が5割以上を占めています。
- ○学校では、人権の尊重や男女平等と相互理解・協力についての教育が進め られています。

【課題】

- ○子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるとともに、個性と能力を自由に 発揮しながら、成長していくことができるよう親に対する意識啓発を進め、 家庭及び地域における教育の充実を図る必要があります。
- ○LGBT(※)等性的少数者への人権についても、学校現場において理解を深める必要があります。

【基本的な施策】

- ○男女共同参画意識を醸成する家庭教育及び地域における教育の充実
- ○学校における男女共同参画教育の推進

指標• 目標値 とよはしハーモニープラン 2018-2022 基本目標1 重点目標(2)

家庭・地域・学校における教育の充実を図り、子どもの男女共同参画意識の醸成を図り ます。

指標	実	績	目標	
担保	年度	実績値	年度	目標値
子育てにおいて「男の子らしさ、女の子らしさ にとらわれず、個性を尊重するのがよい」と 考える人の割合		76.1%	H34 年度	80.0%
小・中学校における人権出前教室の実施	H25~ H28 年度	小学校 39 校 中学校 19 校 (延べ)	H30~ H34 年度	小学校 44 校 中学校 25 校 (延べ)

基本的な施策① 男女共同参画意識を醸成する家庭教育及び地域にお ける教育の充実

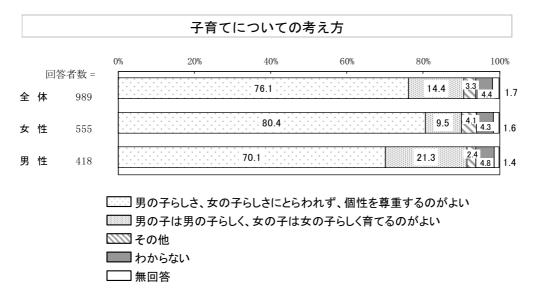
子どもの頃から男女共同参画への理解を深め、それぞれの個性や能力を発揮できるよう、子どもの人格形成に最も影響を与える家庭や、それをとりまく地域において男女共同参画意識を醸成する教育の機会を充実します。

事業名	事業の概要
人権出前講座の実施	保育園・幼稚園等における人権教育として、人権擁護委員と連携し、紙芝居などを活用した出前講座を実施し、園児や保護者への理解を促す。
ボランティアに関する出前 講座の実施	地域で市民活動を行っている事例を紹介する。
高校生仕事体験プログラム の実施	職人や技術者など、プロの仕事人から職業の楽しさ、働くことの大切さを学ぶ高校生向け仕事体験プログラムを実施する。
こども未来館への運営参画の実施	中学生・高校生がイベントのスタッフとして参加し、事業内容の検討から参画するなど市民協働による運営を推進する。
家庭教育に関する講座の 実施	家庭の教育力向上を図るため、保護者や親子を 対象に家庭教育に関する学習機会を提供する。
地域における教育活動の 推進	学校、家庭、地域が連携・協働しながら、地域 ぐるみで子どもを育む活動を促進する。

基本的な施策② 学校における男女共同参画教育の推進

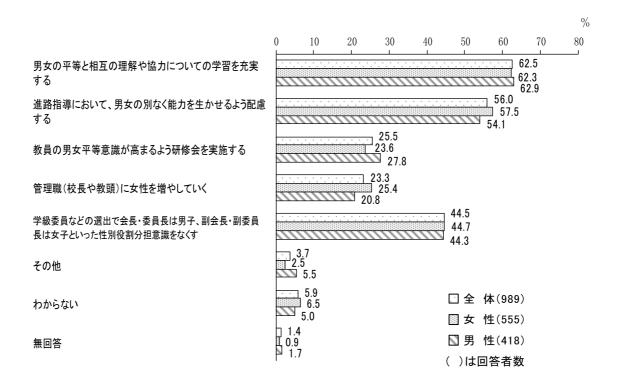
子どもの発達段階に応じて、学習指導の中で人権尊重や男女相互の理解、協力の 重要性などについての教育を充実します。また、子どもの個性や能力を伸ばすこと ができるよう、教職員の男女共同参画に対する理解の促進を図ります。

事業名	事業の概要
人権に関する学習機会の 提供	小・中学校での人権教育を中心に推進を図る。 県教育委員会の道徳教育総合推進サイトへの積 極的な活用も行う。
学校への男女共同参画の 出前講座の実施	市内の小・中学校からの依頼に基づき、市の職 員が学校へ出向き講座を開催する。
児童及び保護者への啓発 パンフレットの作成	児童及び保護者に対して、男女共同参画につい て正しい理解を促すよう、パンフレットを作成 し配布する。
人権出前教室の実施	小・中学校において、人権擁護委員と連携し、 出前講座や人権講話を実施し、児童・生徒や保 護者への理解を促す。
福祉に関する出前講座の 実施	市民を講師とする小・中学校への出前講座を実施し、福祉に対する理解とボランティア意識の向上を図る。
混合名簿の実施	小・中学校の実情に応じて、男女混合名簿の実施について働きかける。
教員向け人権教育講座の 開催	現職研修の一つとして人権教育の講義を開催す る。
人権教育指導者研修会へ 教員等の派遣	人権教育指導者研修会へ市内小・中学校の教員 と保護者が1名ずつ参加する。
性教育の実施	保健や特別活動の授業で「保健体育」教科書や 「性教育の手引き」を使用して授業実践をする。
キャリア教育の推進	小学校3年のいきいき体験活動や中学校2年の 職場体験学習を中心に、教育課程にキャリア教 育のプログラムを位置づけ、系統的に取り組み、 職業観を育成する。



資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

男女平等の人間関係をつくるため学校教育の場で必要なこと



資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の促進

行政や企業等の方針決定の場や、地域活動など、社会のあらゆる分野において 男女が共同参画することを促していきます。

重点目標(1) 政策・方針決定過程の場への女性の参画促進(女性活躍推進計画)

少子高齢化が進行する中、将来にわたり持続可能で活力ある地域社会を築く ためには、性別や年齢にかかわらず、多様な人材が協働して社会の担い手とな ることが重要です。行政・地域・職場などで連携して、あらゆる分野の政策・ 方針決定過程の場において男女共同参画を推進します。

女性の活躍推進に向けては、あらゆる場面で働く女性の政策・方針決定過程 への参画が重要となってきます。そのためには、女性の意欲と能力を高めると ともに、女性の参画の必要性について、社会全体の理解促進を進めます。

重点目標(2) 地域社会における男女共同参画の促進(女性活躍推進計画)

地域のつながりが希薄化する中、だれもが安心して暮らすことのできる社会の実現のためには、すべての人が協力し合い、地域活動を担うことが求められます。また、地域全体が性別に関係なく、個性と能力を発揮して参画することが重要です。地域の活性化に向けて男女共同参画意識の浸透を図り、あらゆる分野で男女が活躍するために、それを支える地域、家族、職場など各場面においてさまざまな取り組みを進めます。

重点目標(1)政策・方針決定過程の場への女性の参画促進

【現状】

- ○豊橋市における女性の政策・方針決定過程への参画状況としては、各種審議会等への女性の登用率は30%前後、また、市職員における女性管理職の割合は10%を超えるなど、順調に推移しています。
- ○市民意識調査結果では、政策や方針決定の場への女性の参画が男性よりも 低い理由として、「男性中心の組織運営」と答えた人が5割を超えています。

【課題】

- ○政策・方針決定過程の場において女性の参画を拡大し、男女がともに協力し、 活動しやすい環境づくりを進める必要があります。
- ○政策・方針決定過程への女性の参画促進を進めるには、女性自身が参画する力を身につけることが必要です。研修や学習会などを通じて、女性の能力や感性を高める人材育成を進める必要があります。

【基本的な施策】

- ○女性の登用の促進
- ○人材育成と能力の活性化
- ○女性の能力や感性を活用するための環境整備

指標• 目標値 とよはしハーモニープラン 2018-2022 基本目標 2 重点目標(1)

女性の意識改善や人材育成を図り、政策及び方針決定過程の場への参画を促進します。

	実	績	目標	
11 保	年度	実績値	年度	目標値
市の審議会等に占める女性委員の割合	H28 年度	29.7%	H34 年度	35.0%
市職員の管理職に占める女性の割合	H28 年度	11.4%	H34 年度	20.0% 以上
学校における女性教員の管理部門(校長・ 教頭)への登用	H28 年度	23.0%	H34 年度	25.0%

基本的な施策① 女性の登用の促進

各分野で活躍する女性の発掘や人材情報の提供などにより、市の各種審議会等への女性の登用を促進します。また、男女ともに幅広い分野での職務経験を進めるとともに女性の職域拡大を図り、多様な視点や新たな価値観を政策や方針に取り入れることができる環境づくりを進めます。

事業名	事業の概要
防災会議へ女性委員の参加 の推奨	防災対策等において女性の視点が反映されるよ う、女性委員の参加を推奨する。
市役所におけるハラスメン ト防止対策	男女がともに働きやすい職場環境を築くため、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントなど幅広いハラスメントの防止及び相談体制を構築し、職員に周知を図るとともに正しい認識と理解を得るための研修を実施する。
市職員の休業者へのフォ ローアップ体制の整備	育児などで休業した職員のスムーズな職場復帰を図るため、休業中の連絡体制、能力開発などへのサポート体制の整備を図るとともに、復職準備セミナーを開催する。
市の附属機関等への女性の参画促進	附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱 などに基づき、女性委員の参画を促進する。
女性人材リストの登録及び 情報提供の促進	市内で活躍する女性のリストへの登録促進を図り、各種審議会委員の選定への情報提供に活用する。

事業名	事業の概要			
女性委員登用状況の進捗 管理の実施	女性登用を進めるため、庁内への人材情報の提供 を行うなど周知を図るとともに、登用状況の進捗 管理を継続的に実施する。			
学校における管理職 (校長・教頭)への女性 登用の促進	男女の格差なく、管理職としての能力に秀でた人 材を登用する。			

基本的な施策② 人材育成と能力の活性化

男女が政策・方針決定過程の場に参画する力を身につけるよう、参画・学習機会の充実を図るとともに、市民活動団体や各種グループなどへの支援を図り、新たな人材育成に努めます。

事業名	事業の概要			
◎男女共同参画推進ネットワーカーの育成	ネットワーカーが中心となって市民に対し、 男女共同参画の推進が図られるよう、積極的 に研修会や講座への参加を進める。			
男女共同参画推進セミナーの実施	男女共同参画社会の担い手となる人材を育成するため、男女を対象にセミナーを開催する。また、セミナー修了生をネットワーカーとして登録し、協働して男女共同参画を地域に広げる活動を行う。			
豊橋女性団体連絡会への活動支援	市内の女性団体・グループで組織する団体連絡会の男女共同参画社会実現への取組に対して研修会の実施等、活動支援を行う。また、政策・方針決定過程の場へより多くの人材が参画できるよう、学習機会の場を設け、情報共有を行う。			
市長との懇談会の実施	市民ニーズの施策への反映を図るため、市長との懇談会において自治会員や中学生などが 意見や考え方を示し、意見交換などを通して 市政に対する理解を深める。			
消費者活動への支援	消費生活の改善に意欲を持つ消費者団体等グループに対し、講座などを開催するとともに、 各団体の交流と消費者意識の向上を図る。			
市民活動団体・各種グループへの支援	団体・グループなどの会員を対象に、指導者として必要な知識を学習する機会を提供するとともに、研修会や会議などでの情報交換を通して活動の活性化を図る。			

基本的な施策③ 女性の能力や感性を活用するための環境整備

女性が能力や感性を活かし、様々な分野で活躍できるよう職場環境を整備すると ともに、企業やスキルアップを考える女性の支援を行います。

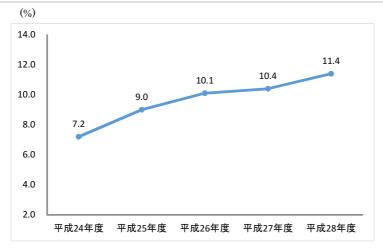
事業名	事業の概要			
◎女性の学び直し支援	再就職やスキルアップを考える女性の資格取得 等に関する支援を行う。			
◎女性起業者によるセミナー の実施	起業をするために必要な基礎知識を学び、強み や得意分野を活かして自分らしく働きたい女性 の意識向上を図る。			
市女性職員の職域の拡大と育成	女性が様々な分野で活躍できるよう、女性の職域拡大を図りながらOJT手法を活用して人材育成し、女性管理職の登用に努めるとともに、女性が必要な能力を身につけることができるよう職場環境を整備する。また、女性のキャリア形成に向けたロールモデルとなる登用を継続して行う。			

審議会等への登用率



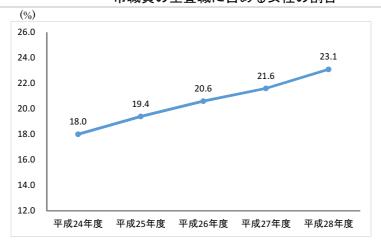
資料:豊橋市

市職員の管理監督者に占める女性の割合



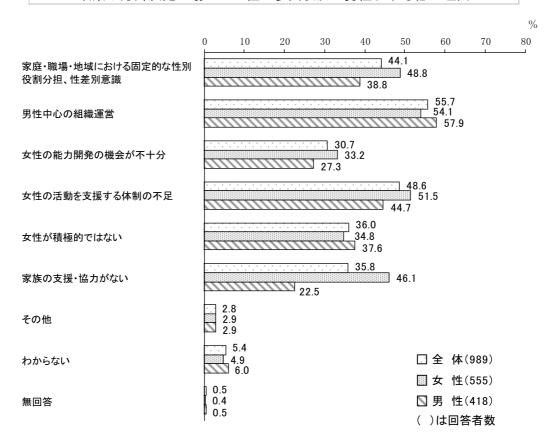
資料:豊橋市

市職員の主査職に占める女性の割合



資料:豊橋市

政策や方針決定の場への女性の参画状況が男性よりも低い理由



資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

重点目標(2)地域社会における男女共同参画の促進

【現状】

- ○市民が参加している地域活動をみると、何らかの活動に「参加している人」は43%です。また、住民の間で親睦を深め、課題を解決する活動(自治会など)への参加は、女性より男性の割合が高くなっています。
- ○女性が自治会などの活動に参加する割合は、依然低い割合になっています。
- ○家庭・仕事・地域活動との関係では、「家庭生活と仕事をともに優先」、「家庭生活と仕事と地域活動をすべて優先」のどちらの回答も現状より希望のほうが上回っています。

【課題】

- ○地域において男女がともに活躍できる環境づくりが必要です。
- ○地域社会において、女性の視点や能力を十分に反映することができるよう、 方針決定過程への女性の参画を促進する必要があります。
- ○リーダーとして活躍できる人材育成と、それを支える地域の理解と組織力の 強化が必要です。

【基本的な施策】

- ○あらゆる人が参加できる地域活動の推進
- ○地域活動における人材育成の促進
- ○責任者への女性の登用等の促進

指標• 目標値 とよはしハーモニープラン 2018-2022 基本目標 2 重点目標(2)

あらゆる分野・地域活動において活躍する、女性リーダーの育成・支援を図ります。

指標	実績		目標	
	年度	実績値	年度	目標値
自治会長に占める女性の割合	H28 年度	2.5%	H34 年度	10.0%
地域活動に参加している人の割合	H28 年度	43.0%	H34 年度	60.0%

基本的な施策① あらゆる人が参加できる地域活動の推進

安全や環境などに配慮したまちづくりや、外国人との共生など住民に直結する 様々な課題に対して、活動を行うための支援や周知啓発を行うことで、地域で暮ら す一人ひとりが地域活動に参画することを進めます。

事業名	事業の概要
◎防災に女性の参加と目線を 取り入れる検討会の実施	年1回以上、女性職員または地域の女性が集まり、防災について検討する機会を作る。
地域防犯活動の推進	防犯教育講座の開催や自主防犯団体等への防犯物品支援などにより地域の自主防犯活動を 支援する。
交通安全活動への参加促進	年齢に応じた交通安全教育や交通安全行事への参加により、市民の交通安全意識を高める。また、地域の交通安全活動の支援を行い、参加しやすい環境づくりに努める。
市民活動を支援する制度の実施	「市民協働推進基金」の運営、「市民協働推進補助金」の交付により、市民活動団体の活動を資金面から支援する。
地域活動を支援する制度の 実施	様々な地域コミュニティ活動を支援することで、男女の地域活動への参画を促すとともに、 市民と行政の協働を推進する。
とよはしインターナショナ ル・フェスティバルの実施	市民と東三河在住の外国人が集い友好親善や相互理解を図るイベントを開催し、国際交流ボランティア、国際交流団体、留学生、NPOに幅広く参加を呼びかけます。
ごみ減量推進事業の実施	ごみの発生抑制・リユース・リサイクルの推進 を図るための支援を行い、市民の活動を促進す る。

事業名	事業の概要
地球温暖化対策活動への市民参加の促進	地球温暖化防止に対する市民意識の向上を図るとともに、エコファミリーとそのサポート制度による市民のライフスタイルの転換や、家庭や事業所等における緑のカーテンの設置により省エネ化を図る。
校区社会教育委員会連絡 協議会への活動支援	校区社会教育委員会連絡協議会の研修会開催 により、地域活動への参画を促す。
PTA活動への支援	各校PTAの課題などを話し合うとともに情報を交換することで、会員の相互理解を深め、 PTA活動の活性化を図るため、代表者研修会などへの参画を促す。
高齢者の地域活動への 参画	老人クラブ活動の推進や豊橋市シルバー人材 センターの支援などを通して、地域に参加する きっかけづくり、仲間づくり、学習の場の提供、 多様な世代との交流の場の提供を推進する。
地域防災に対し女性の関 心を高めるための啓発	地域防災活動に対し女性の関心が高まり参加 が促進されるよう、講座・講話・セミナー等を 継続して行う。

基本的な施策② 地域活動における人材育成の促進

あらゆる分野で男女がともに活躍し、主体的に地域活動に関わっていけるよう、 活動する個人や団体への支援を行うとともに、男女の能力開発支援を行い、新たな 人材育成に努めます。

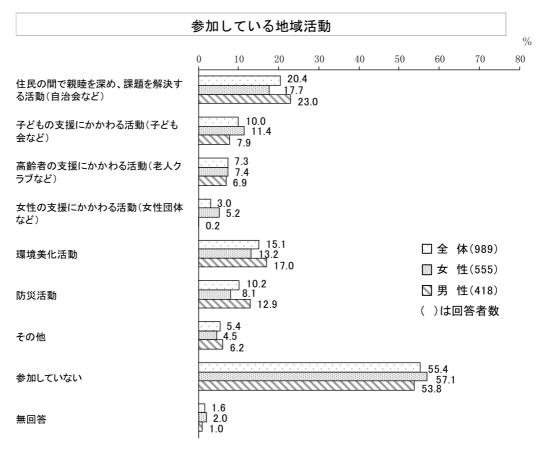
事業名	事業の概要	
女性リーダーの育成と自主 防災会における活躍の場の 醸成	女性のリーダーの拡大とともに、地域防災の現場で女性が活躍できる環境整備を推進する。	
災害ボランティアコーディ ネーターの育成および活動 支援		
国際交流ボランティア活動 の推進	国際交流を推進するボランティア活動の活性化を図り、国際交流意識を高めるため、ボランティア活動を支援する。	
女性消防団員の育成の促進	消防団員として、女性の視点を生かした活動等を行うことにより、地域防災力の向上に貢献するとともに、女性分団の活動の拡充に向けた検討を行い、消防団の活性化を図る。	
消防団応援事業の実施	消防団員の体力増進(人材育成)及び家庭生活環境支援のため、公共施設及び民間施設の利用優待を行い、家族とのふれあいづくり、体力づくりを推進する。	

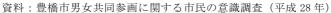
事業名	事業の概要
女性防火クラブにおける クラブ員の拡大及び育成	火災予防、防災についての講習会を開催し、 クラブ員の拡大を図るとともに、火災予防·防 災思想の普及啓発や実践活動を行える校区・ 町自治会の女性リーダーを育成する。
青少年健全育成活動の啓発	地域の実情に応じた街頭活動や環境浄化活動 等を通して、青少年健全育成活動の啓発を図 る。
子育てサポーター養成講座 の実施	こども未来館及び各地域で開催する「ここに こサークル」で子育て支援を行うボランティ アに対し、養成講座及びフォローアップ研修 を実施する。
図書館ボランティアの育成	ボランティア育成講座を実施し、読み聞かせ ボランティアや赤ちゃん絵本ボランティア、 配架・書架整理・補修等を行うボランティア として活動する人材を育成する。

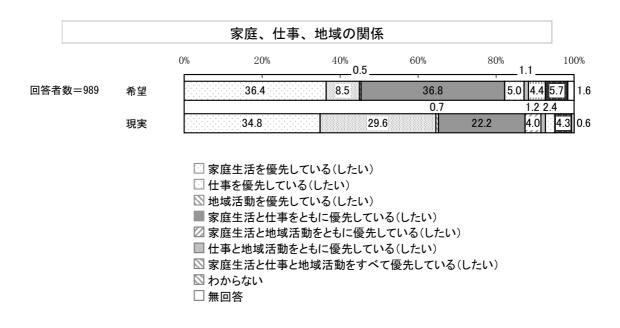
基本的な施策③ 責任者への女性の登用等の促進

地域の防災対策や生活課題などに女性の視点を取り入れるため、地域活動を担う人材の育成を推進するとともに、方針決定過程への女性の参画促進を図ります。

事業名	事業の概要
◎自主防災会責任者への女性登用の促進	自主防災会において女性の役員が登用されるよ う啓発を図る。
自治会活動における女性の 参画促進	自治会活動における女性参画の必要性について 理解を深め、地域で女性が活躍することを支援 する。
自治会活動における女性 役員の参画促進	自治会活動における役員を担う人材を育成する ため、研修会等を実施する。







資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

就労の場において、男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実をめざします。

重点目標(1) 雇用や就労における男女平等の推進(女性活躍推進計画)

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正などにより、法制度の整備はすすんできたものの、出産、育児・介護を理由に離職してしまう女性は依然として多い状況です。雇用機会や待遇における差別や不利益な取扱いが行われることがないよう、企業等への啓発を進め、個々の能力が発揮できる環境づくりを推進します。

重点目標(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (女性活躍推進計画)

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) を実現するためには、一人 ひとりの意識改革をすすめるとともに、年功序列的な処遇や長時間労働、転勤 など男性中心型労働を見直すことが重要です。また、男女がともにそれぞれの 働き方、暮らし方を意識し、子育てや介護、病気の治療など家族・生活と仕事 を両立しながら働き続けられるよう、職場における意識改革 (働き方改革) を 進めるとともに支援する環境づくりを進めます。

重点目標(3) 男女の活躍促進(女性活躍推進計画)

少子高齢化の進行など、社会情勢の変化に応じて、様々な価値観を活かしながら働くことが求められています。

働くことを望む女性が、希望する形で働き続けられることができ、男女がともに活躍できる社会を実現するため、それを支える家族や地域、職場などさまざまな場面での環境整備に向けた取り組みを進めます。

重点目標(1)雇用や就労における男女平等の推進

【現状】

- ○就労形態において、正規・非正規雇用率で男女に大きな隔たりがあります。
- ○女性の年齢別就業率では、30~39歳の就業率が一旦落ち込む「M字カーブ」 の底部分が解消されつつあります。
- ○販売農家において家族ルールの作成数は順調に伸びており、女性農業者の 参画に重要な役割を担っています。

【課題】

- ○女性が希望にかなった働き方ができるよう、環境整備が必要です。
- ○結婚や出産、子育て、介護などの理由で会社を離職した女性が再就職を希望した時に、希望に沿った働き方ができる環境づくりが必要です。
- ○女性や農業後継者がやりがいを持って農業に参画できる家族経営協定の有 効性を引き続き周知し推進を図る必要があります。

【基本的な施策】

- ○雇用や就労における男女平等の推進
- ○男女が就労し続けるための支援
- ○家族就労者への労働環境の整備

指標• 目標値 とよはしハーモニープラン 2018-2022 基本目標3 重点目標(1)

雇用や就労における男女平等を推進し、男女がともに多様な働き方を選択できる就労環境の実現を目指します。

指標	実績		目標	
拍标	年度	実績値	年度	目標値
女性(30~39歳)の就業率	H28 年度	77.4%	H34 年度	80.0%
家族のルールの作成数 (家族経営協定締結数)	H28 年度	210 経営体	H34 年度	270 経営体

基本的な施策① 雇用や就労における男女平等の推進

雇用機会や待遇における性別による差別や、育児・介護休業の取得による不利益な取扱いが行われることがないよう、事業主などに対して男女雇用機会均等法をはじめとした労働関係法令の周知を図り、だれもが働きやすい職場環境づくりを促進します。また、若者や女性の就業支援として、説明会などにより情報提供を行います。

事業名	事業の概要
◎女性活躍ポータルサイトの 構築	女性活躍推進事業に関する情報等をまとめるポータルサイトを開設して、わかりやすく発信する。
◎女性を活かす職場づくりの促進	行政による女性を活かす職場づくりのセミナー や個別相談を実施する。
◎非正規労働者から正社員への雇用環境の整備	女性が正社員として働く必要性を企業が理解浸 透するために情報提供を行い、パートや契約社 員から正社員への登用推進を図る。
◎学生向けキャリア支援事業	高校生や大学生が自分の将来像を描き、切れ目 のない多様な働き方の選択が可能になるよう、 キャリア支援を行う。
事業所向け講座の実施	雇用、就労における男女平等やセクハラ・パワハラに関する理解の促進、女性の活躍推進など職場における男女共同参画を推進するための講座を開催する。
企業への労働に関する情報 提供の推進	労働に関する法制度や労働環境の改善に関する 情報を企業に向けて提供する。
若年者の就業の促進・支援	大学卒業者などを対象にした合同企業説明会や 高校生対象の就職面接会、キャリアカウンセリ ング、職業適性診断を行い若年層の就職のサポ ートを行う。

基本的な施策② 男女が就労し続けるための支援

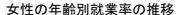
男女平等の視点に立った職業観や就労意識を高めるため、労働者に必要な知識・ 技術の習得のための情報提供や相談体制の充実を図るとともに、女性が生涯にわたって継続就業でき、また、希望に沿った再就職ができるよう、支援体制の整備に努めます。

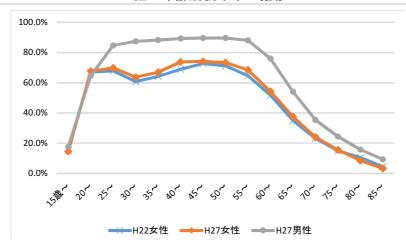
事業名	事業の概要
◎働く女性のために必要な国家資格取得の支援	企業に対し、働く女性のために必要な国家資格 取得のための助成を行う。
◎女性の就労環境整備の促進	トイレや更衣室、育児スペースなど、女性が働き続けるための環境整備を行う企業に対し支援を行う。
◎女性の学び直し支援(再掲)	再就職やスキルアップを考える女性の資格取 得等に関する支援を行う。
◎保育士・保育所支援窓口の設置	保育課に「保育士・保育所支援窓口」を設置し、 潜在保育士の職場復帰を支援する。また、現職 保育士への相談支援や、保育所等への助言指導 を行う。
女性の就労支援に関する 講座の開催	女性のキャリアアップや参加者間のネットワークづくりを目的とした講座を開催する。
看護師等再就職チャレンジ 支援研修の実施	結婚や出産などにより退職した看護師、准看護師の職場復帰を支援するための研修を行う。
豊橋市看護師等修学資金 貸与制度の運用	市民病院へ就職希望のある看護師、助産師養成施設へ通う学生に対し、修学資金を貸与する。

基本的な施策③ 家族就労者への労働環境の整備

女性が主体的に経営に参画できるよう、地位向上を図るとともに、男女がともに 仕事と生活の調和を図り、やりがいを持って参画できるよう、家族経営協定の締結 を推進していきます。

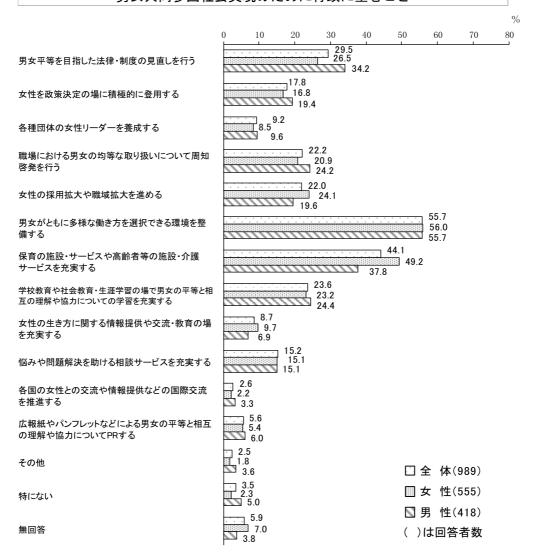
事業名	事業の概要
豊橋女性農業団体連絡会へ の支援	市内の女性農業団体で組織する連絡会に対し活動支援を行う。
女性農業者への支援	女性農業者を対象に、農業経営における経営参 画推進など女性の地位向上をめざす研修会など を開催する。
農業分野での女性の役職者 登用の促進	女性農業団体が、農業関係機関・団体等に対し 女性を積極的に登用するよう働きかける活動に 対して支援を行う。
家族経営協定締結推進事業 の実施	女性や農業後継者がやりがいを持って農業に参画できるよう、休日や給与、役割分担と責任を明確にする家族経営協定について農家に周知し、協定締結を推進する。





資料:国勢調査

男女共同参画社会実現のために行政に望むこと



資料:豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

重点目標(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【現状】

- ○家庭と仕事の両立を希望する男性が多いが、現実は仕事を優先している人 の割合が高くなっています。
- ○女性が結婚や出産を機に仕事をやめる理由としては、「家事や育児との両立 がむずかしい」が約8割と最も高くなっています。
- ○男性が育児や介護で休みをとることについての考え方は、「とったほうがよい」と考える人が約7割を占めています。

【課題】

- ○仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) を普及・推進していくためには、企業・事業主等の理解を深め、意識啓発を進めていく必要があります。
- ○女性の就労に向けて、育児・介護支援をはじめ、ライフステージに沿った 様々な対策が必要です。
- ○男女の活躍促進に向けて、男性中心型労働慣行の見直しを進めるとともに、 多様な生き方を選択できる職場の理解が必要です。

【基本的な施策】

- ○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進
- ○子育て、介護の支援体制の整備・充実
- ○職場における意識改革の推進(働き方改革)

指標• 目標値

とよはしハーモニープラン 2018-2022 基本目標3 重点目標(2)

子育てや介護への支援体制の整備充実を図り、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進を図ります。

指標	実績		目標	
担保	年度	実績値	年度	目標値
子育て応援企業登録数	H28 年度	190	H34 年度	370
] 自己心波正未立虾奴		事業所		事業所
男性の平日における育児·家事関連 時間(注 1)	H28 年度	87 分	H34 年度	100分

(注1) 男性の平日1日当たりの「家事」「子育て」「介護・看護」の合計時間

基本的な施策① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) の普及・推進

子育て支援に積極的に取り組む「子育て応援企業」の普及拡大や、育児・介護への理解を進める研修や講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、理解促進、意識啓発を図ります。

事業名	事業の概要
◎子育て応援企業認定・表彰 制度の登録促進	市民や従業員に対する子育て支援の取組みを 積極的に進めている企業を豊橋市独自の「子育 て応援企業」として認定・公表することにより、 企業の子育て支援への取組みを促進させ、もっ て、本市の子育て支援施策を推進する。
家庭における男女共同参画 の理解を深める講座の開催	家庭内の固定的性別役割分担を見直すきっかけとして講座を開催する。
市職員の育児・介護など、 家庭と仕事の両立支援	育児・介護関連休暇の取得や、時間外勤務の削減を推進する。
男女共同参画意識の向上を図る講座の開催(再掲)	男女共同参画意識の向上を目的とした市民向け講座を開催し、男女の意識と資質の向上を図る。
男女共同参画啓発紙の発行 (再掲)	男女の参画意識の向上を図るため、啓発紙「花づな」を発行し、更にHPで発信するとともに全世帯に配布する。

基本的な施策② 子育て、介護の支援体制の整備・充実

家庭生活と仕事の両立支援に向け、学習機会や情報提供の充実を図るとともに、 多様なニーズに対応した子育て、介護支援体制の整備・充実に努めます。

特に、子育て・介護をしながら働き続けられるよう、女性の活躍を側面から支える環境整備の充実に取り組みます。

事業名	事業の概要
◎子育てに関する相談体制の 充実	保健所・保健センター及びこども未来館に「妊娠・出産・子育て総合相談窓口」を設置して多様な相談に対応し、妊娠・出産から子育てにわたる切れ目ない支援を実施するとともに、保育課において保育所等への入園に至るまでの支援を実施する。また、こども若者総合相談支援センターにおいて、子どもの養育や自立に困難を抱えた若者への相談を実施する。
◎シルバー人材センターの子育 て世帯生活支援事業への助成	子育て世帯を対象とした高齢者による洗濯や買 い物などの家事支援事業への助成を行う。
ここにこサークルの充実	こども未来館と各地域のネットワーク化を推進 し、0~3歳の乳幼児とその保護者を対象に気軽 に親子・親同士の交流ができる場を提供する。
「子育てプラザ」、「体験・発見 プラザ」の運営	O~3 歳の乳幼児とその保護者を対象に子育てプラザで遊びの場や子育ての情報などを提供する。 幼児や小学生を対象に体験・発見プラザで子どもたちの好奇心や創造性を育むような体験を用意する。
子育てに関する情報提供の 充実	子育て支援サービスの情報紙を発行するほか、子育て支援情報のポータルサイト「育なび」や母子健康手帳アプリや SNS 等を活用するなど、多様な媒体による情報提供を行う。

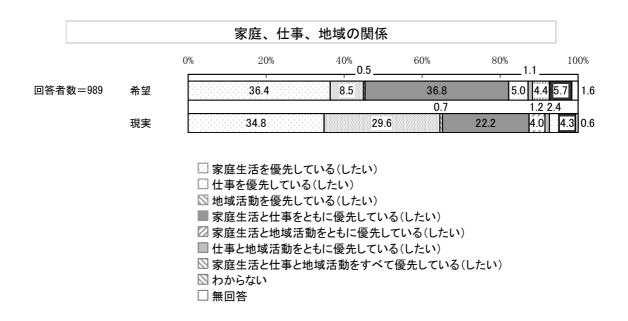
事業名	事業の概要
子育て家庭に対する仕事と 生活の調和(ワーク・ライ フ・バランス)の推進	仕事と子育ての両立のため、各種団体と協力 し、子育ての大切さを啓発するとともに企業 への理解を深める。
赤ちゃんの駅事業の実施	乳幼児との外出中に気軽におむつ替え、授乳等のできる施設や店舗を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭へ情報提供し、地域社会全体で赤ちゃんにやさしいまちづくりを推進する。
地域における子育て支援の 充実	子どもの健やかな成長を支えるため、子育て の相談や情報提供を行うとともに、子どもの 年齢に応じた遊び場を提供し、その質の向上 に努める。
多様な保育サービスの充実	保護者の働き方の多様化に伴うニーズを把握するとともに保育サービスを充実し、ファミリー・サポート・センター事業など多様なサービスの提供と質の向上に努める。
放課後児童健全育成事業の 推進	利用者ニーズを把握し、放課後児童クラブの 充実を図る。
市民病院院内保育所の運営	市民病院で働く職員の1歳から3歳までの子どもを保育する。
地域包括ケア体制の推進	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り継続 して生活できるよう、地域包括支援センター を中心に必要とされる支援を提供する体制 に努める。
障害者の相談支援体制の 充実	障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、とよはし総合相談支援センターや相談支援事業所を中心に障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携した支援体制の充実に努める。

基本的な施策③ 職場における意識改革の推進(働き方改革)

男性中心型労働慣行の見直しを図るとともに、多様な働き方、生き方を選択できるよう、職場における意識改革を進めます。また、女性の継続就労や再雇用に向け、女性の能力を活用できる体制づくりを支援します。

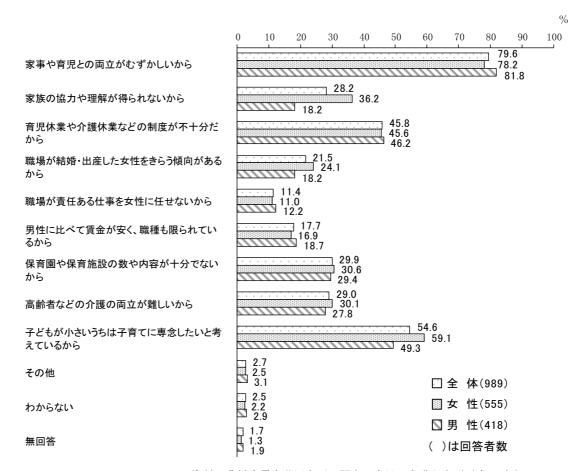
事業名	事業の概要
◎多様な働き方、柔軟な働き方の推進	子育てや介護、病気の治療などと両立しながら働き続けられる職場づくりに向けた意識啓発を進める。
◎男性中心型労働慣行の改善	長時間労働を前提としない働き方を推進し、勤務 時間の明確化を図る。
◎保育士の働き方改革	相談窓口やICT(※)の活用等による保育士の雇用促進と働きやすい環境づくりを進める。
◎企業における働き方改革の促進	企業における働き方改革を進めるため、組織の人 材育成支援や、職場における改善策の提案などを 行う。
◎セミナーの開催	家庭・地域での固定的役割分担意識の解消を図るためのセミナー、講座などを開催する。
◎情報共有の推進	民間企業の制度充実を図るため、支援制度を活用 したモデルケースの周知や相談会、講座などによ り情報提供を進める。
男性のための相談窓口の開設	「仕事」「子育て」「家庭」「職場や地域での人間 関係」などで悩みを抱える男性のための相談窓口 の開設を検討する。
市男性職員の育児・介護休暇 取得への理解促進	通知などにて育児や介護関連休暇の取得を呼びかけ、職場内と本人の理解を促進し、休暇を取得しやすい職場環境を整備する。

※ I C T: 情報通信技術。information and communication technology の略称。2000 年代前半までは I T (information technology)がほぼ同一の意味で使われてきたが、国際的には I C Tが広く使われており、日本でも I C Tが併用されるようになった。



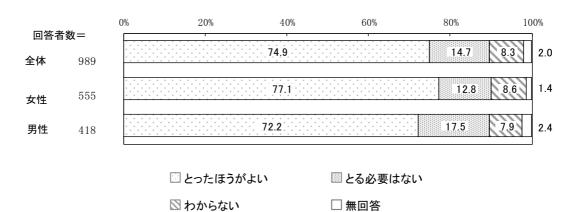
資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

女性が結婚や出産を機に仕事をやめる理由



資料:豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)





資料:豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

重点目標(3)男女の活躍促進

【現状】

- ○男女共同参画社会を実現するために行政に望むことは、「男女がともに多様 な働き方を選択できる環境を整備する」が約5割を占めています。
- ○女性の再就職における基準について、「仕事と家事・育児・介護が両立しや すい環境で正社員として働きたい」が4割を超え、最も高くなっています。

【課題】

- ○男女の活躍促進に向けて、男性中心の労働慣行の見直しを進めるとともに、 多様な生き方を選択できる環境整備が必要です。
- ○女性の就労に向けて、育児・介護支援をはじめライフステージに沿った様々な対策が必要です。

【基本的な施策】

- ○働きやすい職場環境の整備
- ○女性の就業支援

指標• 目標値

とよはしハーモニープラン 2018-2022 基本目標3 重点目標(3)

男女の活躍促進に向け、男性の家庭や地域への参画を促進します。

指標	実績		目標	
担保	年度	実績値	年度	目標値
市男性職員の育児参加休暇等の取 得率	H28 年度	16.7%	H34 年度	100%

基本的な施策① 働きやすい職場環境の整備

男女の活躍促進に向け、就労における不安を解消するとともに、就労意欲を引き出すための支援を行い、男女がともに働きやすい職場環境の整備を図ります。

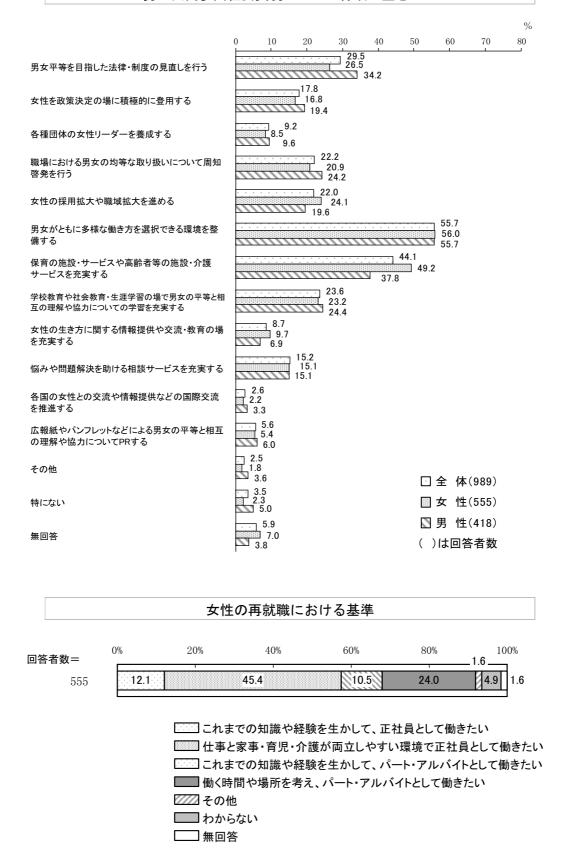
事業名	事業の概要
◎女性の就労環境整備の促進 (再掲)	トイレや更衣室、育児スペースなど、女性が働き続けるための環境整備を行う企業に対し支援を行う。
◎非正規労働者から正社員への雇用環境の整備(再掲)	女性が正社員として働く必要性を企業が理解浸 透するために、情報提供を行い、パートや契約 社員から正社員への登用推進を図る。
◎ハラスメントへの対策	パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメントの根絶に向け啓発を推進する。
市役所におけるハラスメント防止対策(再掲)	男女がともに働きやすい職場環境を築くため、 パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、モラルハラスメント等各種ハラスメントの 防止及び相談体制を構築し、職員に周知を図る とともに正しい認識と理解を得るための研修を 実施する。
市職員の休業者へのフォローアップ体制の整備(再掲)	育児などで休業した職員のスムーズな職場復帰 を図るため、休業中の連絡体制、能力開発など へのサポート体制の整備を図る。

基本的な施策② 女性の就業支援

就労意欲のある女性が、希望にかなった仕事に就くことができるよう、支援体制の充実を図ります。また、女性の能力を引き出し、多様な働き方ができるよう支援します。

事業名	事業の概要
◎女性の再就職支援	再就職に向けた無料相談や連続講座を実施し、女性に対する再就職支援を行う。
◎働く女性のために必要な国家資格取得の支援(再掲)	企業に対し、働く女性のために必要な国家資格 取得のための助成を行う。
◎女性の学び直し支援(再掲)	再就職やスキルアップを考える女性の資格取得 等に関する支援を行う。
看護師等再就職チャレンジ 支援研修の実施(再掲)	結婚や出産などにより退職した看護師、准看護師の職場復帰を支援するための研修を行う。

男女共同参画社会実現のために行政に望むこと



保健や福祉のサービス充実等により、生涯を通じて健康で、安心して生活できる環境の整備を進めます。

重点目標(1) 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の基本です。男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、相手に対する思いやりを持って生きていくことが重要です。性別や年齢にかかわらず、すべての人が思春期、子育て期、高齢期といったライフステージにおいて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう進めます。

重点目標(2) 様々な困難を抱える人々への支援

障害者や高齢者、外国人やひとり親家庭をはじめ、貧困や病気などにより、様々な生活困難を抱え、支援を必要とする人が増えています。また、性的少数者であることなどを理由に困難な状況に置かれている人もいます。こうした様々な困難を抱える人々が自立し、安心して暮らすことができ、あらゆる場面へ参画できる社会づくりを進めます。

重点目標(3) 女性や男性に対する暴力の根絶(豊橋市DV対策基本計画)

暴力はいかなるものでも犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DV、性犯罪、セクシャルハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶に向け、次代に暴力を残さない教育の推進、被害者の安全確保、自立支援など切れ目のない支援に取り組んでいきます。

重点目標(1)生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

【現状】

- ○生涯安心して暮らすための必要事項について、「自分や配偶者が健康でいる こと」が約5割で最も高く、特に60歳代で高くなっています。
- ○母親年齢階級別出生割合では、平成 23 年と比較し、35 歳以上で出産している割合が増えるなど全体的に出産年齢の高齢化が進んでいます。

【課題】

- ○身体的・精神的な変化、異性に対する理解を深め、いつまでも健康で生き 生きとした生涯を送れるよう、健康づくりの取組みが必要です。
- ○高校と連携し、思春期における性教育の更なる啓発を進める必要があります。
- ○生活習慣病を予防や早期発見・早期治療するために、健康診査やがん検診 の受診率を向上させることが必要です。市民が受診しやすい環境づくりを 進め、周知啓発を強化していく必要があります。

【基本的な施策】

- ○年齢に応じた健康づくりの推進
- ○性の理解と性差を踏まえた健康づくりの推進、女性の自己決定権の啓発
- ○安心して出産・子育てができる体制の整備

指標• 目標値

とよはしハーモニープラン 2018-2022 基本目標 4 重点目標(1)

年齢や性差をふまえた健康づくりを推進し、安心して出産、子育てできる環境の整備を図ります。

指標	実績		目標	
拍標	年度	実績値	年度	目標値
現在の自分自身が健康と感じている割合	H28 年度	75.9%	H34 年度	80.0%
妊娠・出産に関する保健医療サービスに満足している人の割合	H28 年度	84.5%	H34 年度	90.0%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	H28 年度	96.6%	H34 年度	98.0%

基本的な施策① 年齢に応じた健康づくりの推進

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができるよう、相談体制の 充実を図るとともに、年齢に応じた健康づくりに関する支援体制を強化します。

事業名	事業の概要
各種予防接種の実施	予防接種法に基づき、年齢、性差に応じた予防 接種を実施する。
健康づくりについての啓発 の促進	健康づくりについての啓発を各種イベントや 広報などを通じて実施する。
喫煙対策及び受動喫煙対策 の推進	リーフレットやポスターを作成して喫煙マナ ーを周知し、受動喫煙対策に努める。
健康のまちづくりへの支援	健康づくりを個人だけで継続してくのは難しいため、市民がそれぞれに知恵を出し合いながら協働で健康づくりに取り組む。
健康に関する相談・指導及び 健康管理の促進	心の健康について相談体制の充実を図る。また生活習慣病等の健康教育、相談を実施し、健康管理の推進を行う。
健康診査等の充実	健康診査等を実施し、生活習慣病の早期発見・ 早期治療を推進することにより、発症予防や重 症化予防を図る。
子どもの生活習慣の形成の推進	親となるための心や体づくりができ、自分の健康は自分で守ることができるよう健康教育等を実施する。
うつ・自殺予防キャンペーン の実施	うつ・自殺予防の啓発活動として街頭キャンペーンを開催する。

基本的な施策② 性の理解と性差を踏まえた健康づくりの推進、女性 の自己決定権の啓発

男女の身体的性差や生活習慣の違いに配慮し、その特性を踏まえた健康づくりを推進するための支援や普及啓発に努めます。

事業名	事業の概要
リプロダクティブ・ヘルス /ライツ [*] の啓発	男女共同参画センターの情報コーナーや啓発冊 子にて女性の生涯を通じた健康問題や女性の自 己決定権について啓発を図る。また、教育機関へ 周知啓発を図る。
子どもに対する命や性に対する知識の普及	赤ちゃんとふれあう機会を増やし、命の大切さへの理解を深めるとともに、避妊や性感染症予防のみならず妊孕性の視点を含めた新たな健康教育を展開する。
男女の性差に対する理解を 深めるための講座の開催	妊娠・出産という、男性とは異なった身体的機能を持つ、女性の健康に関する啓発や学習機会を提供する。
感染症の予防への啓発	講座や街頭啓発などを通してエイズなど感染症 予防対策を推進する。
年齢や性別等の好発年齢に 合わせた検診の充実	女性では 20 代から増加する子宮頸がんや、40 代から増加する乳がん、男女共通で 40 代から増加する大腸がんなど、年齢や性別に合わせたがん検診の受診率向上対策を図り、がんの早期発見、早期治療に努める。
市民病院における女性相談の実施	女性特有の病気・悩みに対する助言及び受診指導のため、女性の看護師などによる相談を実施する。

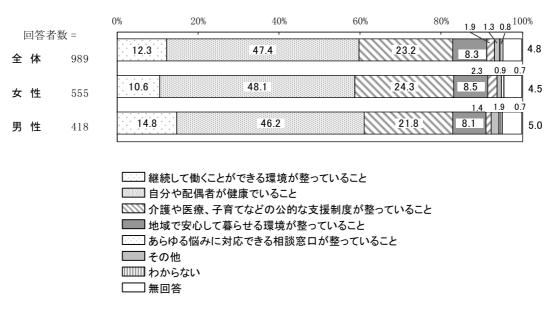
※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ:「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。身体的、精神的、社会的に良好な 状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むかまたは産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自 己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命や安全や健康を重視するといった自分の 健康を守る権利を意味する。

基本的な施策③ 安心して出産・子育てができる体制の整備

働きながら妊娠・出産を迎える女性が安心して子どもを産むことができるよう、 相談体制の充実や正しい知識の普及啓発を図ります。

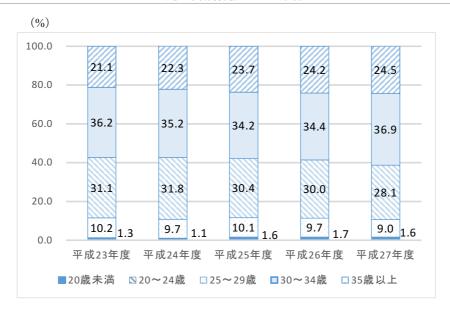
事業名	事業の概要
妊娠・出産のための支援	胎児や妊婦の健康維持のため、健診や相談など、 妊娠中の保健・医療サービスの充実に努め、産 前産後にわたり切れ目ない支援を実施する。ま た、妊娠を望む夫婦への精神的・経済的不安の 軽減を図る。
子どもが健やかに成長でき るための支援	健康診査や講習会、子育て相談、訪問指導などを通して子どもが心身ともに健康でいられるよう支援する。また、家族全員で安心して育児ができるよう、地域での子育て支援の充実を図る。
市民病院における周産期医療の充実	東三河地域の基幹病院として妊産婦が安心して 子どもを産み育てることができるよう周産期医 療体制を充実する。

生涯安心して暮らすための必要事項



資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

母親年齢階級別出生割合



資料:愛知県衛生年報

重点目標(2)様々な困難を抱える人々への支援

【現状】

- ○ひとり親家庭のうち、児童扶養手当の受給者は減少傾向にあり、平成28年度には2,850世帯となっています。
- ○高齢者単身世帯は増加を続けており、特に男性に比べ、女性の単身世帯の 増加が著しく、平成27年には8,147世帯となっています。
- ○生活保護世帯は減少傾向にあり、平成28年3月には1,832世帯となっています。
- ○男女共同参画センターの女性相談では「夫婦・異性問題」、「家族・親族問題」、「心の健康問題」、「生き方」などの割合が多くなっています。

【課題】

- ○障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人をはじめ、貧困や病気などにより、 様々な生活上の困難を抱える人々に対し、実情に沿った支援を行うことが 必要です。
- ○安全で安心な生活を確保するため、必要な制度や関連情報の提供、自立の ための相談体制の充実を図る必要があります。
- ○LGBT等性的少数者について、市民の理解を深める取り組みが必要です。

【基本的な施策】

- ○障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の生活の安定と自立支援の充実
- ○貧困等生活上の困難に対する支援の充実
- ○LGBT等性的少数者に対する理解促進と支援

指標• 目標値 とよはしハーモニープラン 2018-2022 基本目標 4 重点目標(2)

様々な困難を抱える人々が、安心安全な生活を確保するための支援の充実を図ります。

指標	実績		目標	
11 保	年度	実績値	年度	目標値
男女共同参画センターでの相談件数	H28 年度	1,779 件	H34 年度	2,000 件
LGBT等(性的少数者)について知っている人の割合	H28 年度	41.5%	H34 年度	80.0%

基本的な施策① 障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の生活の 安定と自立支援の充実

あらゆる立場の男女がともに自立して社会へ参画し、安心して暮らすため、障害者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等への生活支援の充実に努めます。

事業名	事業の概要
◎障害児に対する支援の充実	医療的ケアの必要な障害児等を支援するため、 ヘルパーが必要な資格を取得するための費用 助成や、軽度・中等度難聴児へ補聴器購入費の 助成を行う。
◎障害児・者の就労支援の推進	障害者への理解を深め、将来の雇用につなげる ため、市役所内に設置した障害者ワークステー ション「わくわく」において、就労の機会を提 供するとともに、働く体験をとおしてスキルア ップを図ることを推進する。
◎特別支援学校との連携	卒業後の進路選択を考える場のひとつとして 事業所フェアを開催するなど、関係機関と特別 支援学校が連携して児童・生徒が社会で活躍で きるよう支援する。
◎ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格のための支援	ひとり親家庭の親及び子どもの学び直しを支援し、より良い条件で就職や転職に向けた可能性と安定した雇用につなげていくために、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座受講の費用の一部を支援する。
障害児保育事業の実施	就労などによって家庭で保育ができない障害 児に対し、保育所、認定こども園での保育を更 に実施させる。

事業名	事業の概要
外国人相談の実施	ポルトガル語に精通した外国人相談員が各種 相談を行い、日常生活の支援を図る。
外国人市民に対する各種 行政情報の提供	ポルトガル語・英語などに精通した国際交流 員、外国人相談員が母国語で市政情報等を提 供することにより、外国人市民が安心して暮 らせる環境づくりを行う。
ひとり親家庭への自立支援	ひとり親家庭に対する手当の支給や医療費助成による経済的支援、日常生活支援、相談・助言等を行う。
ひとり親家庭への就業支援	高等技能訓練促進事業、自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等就業支援センター事業により、ひとり親家庭の母等の就業を支援し、自立を促進する。
高齢者の健康づくりの推進	介護予防知識の普及啓発や健康づくりのため、シルバースポーツの振興を図る。
高齢者の生きがいづくりへ の支援	高齢者の地域活動・ボランティア等の啓発活動を行い、生きがいを持って健康で活発に活動するアクティブシニアの増加を図る。
ひとり暮らし高齢者等への生活支援	孤立化のおそれがあるひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を営むことができるよう、給食配送時の利用者の安否確認、自宅を訪問して買い物支援・話し相手等を行う高齢者安心生活サポート事業などを推進する。
民生委員児童委員の地域に おける支援の充実	寝たきり、ひとり暮らし、認知症など高齢者 への支援や子どもの健診調査など子育て支援、障害者に関する支援活動などを実施する。

事業名	事業の概要
障害者に対する自立支援 の充実	障害者の社会参加を支援するため、交通機関 利用助成を行うとともに、障害者グループホ ームの整備により地域での生活を推進する。
母子世帯、子育て世帯への 優先入居の実施	ひとり親である母子世帯や小学校就学前の 子を扶養している世帯に対して、市営住宅に 優先して入居できる施策を実施する。

基本的な施策② 貧困等生活上の困難に対する支援の充実

未婚や離婚の増加に伴う単身世帯や、若年層や女性に多い非正規労働者など、生活に様々な困難を抱えやすい人々が自立し、安心して暮らしていけるよう、情報提供や相談体制の充実に努めます。

事業名	事業の概要
◎子どもの貧困対策の実施	子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の 事情に左右されないよう、子ども医療費助成な どの経済的支援や学習・生活への支援を実施す るほか、教育、福祉等の関係機関が連携して必 要な支援につなげる。
◎生活困窮者の相談および自立支援	相談者の抱える課題を把握し、ハローワーク等関係機関と連携・調整し、自立を支援する。また、就労能力と意欲のある離職者に対し、就職活動が安心して行うことができるよう住宅費の給付及び就職活動の支援を行うとともに、ひきこもりなど就労に向けた準備が整っていないものに対し、就労能力を身につける支援を行う。
生活に対する相談体制の充実	離婚、相続など生活上の様々な問題に対する相談を行い、適切・迅速な対応に努める。
女性相談事業の実施	女性相談員による女性のための各種相談事業を 実施し、女性の悩みごとの解決を支援する。
困難を抱える若者への支援	民間支援団体、若者サポートステーション等と 連携し、豊橋市子ども・若者支援地域協議会及 び総合相談窓口の運営により、困難を抱える若 者の支援を行う。

基本的な施策③ LGBT等性的少数者に対する理解促進と支援

LGBT等性的少数者に対する理解促進や支援が社会全体に進みつつあります。 男女共同参画の視点に立ち、より理解が進むよう幅広い取り組みを推進していきます。

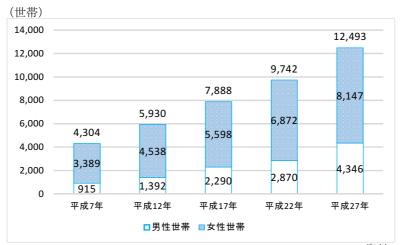
事業名	事業の概要
◎市民や市職員、学校関係者等への周知啓発	関係機関において講座や研修などを開催し、LGBT等の性的少数者に対する市民の理解を深める。
◎相談体制の充実	LGBT等の性的少数者が悩みを打ち明けられる環境とするため、関係機関において相談員のスキルアップや体制のネットワーク化を進める。また、学校における児童・生徒に対する相談体制の充実を進める。
②庁内検討会の設置	公共施設や民間企業、避難所等における環境整備や、市役所への申請・手続き時の配慮など、LGBT等の性的少数者に対する必要な支援について検討する庁内検討会を設置する。

児童扶養手当受給世帯の推移



資料: 豊橋市(各年3月末現在)

高齢者単身世帯の推移



資料:国勢調査

生活保護世帯の推移



資料: 豊橋市(各年3月末現在)

男女共同参画センター「女性の悩みごと相談件数」

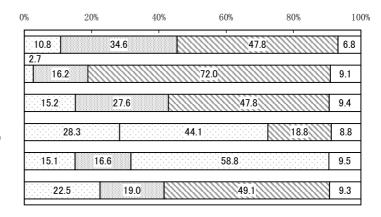
	平成 28 年度(件数)
夫婦·異性問題	217
家族•親族問題	164
子ども	45
高齢者	4
賃借問題	5
消費者問題	7
相続問題	7
就業•職場問題	20
友人関係	19
近隣問題	25
体の健康問題	52
心の健康問題	497
生き方	336
その他	147
合 計	1,545

資料:豊橋市

用語の周知

回答者数=989

- A 男女共同参画社会基本法
- B 豊橋市男女共同参画推進条例
- C 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)
- D 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律(DV防止法)
- E デートDV
- F LGBT(性的少数者)



□□□□ 言葉も内容も知っていた □□□□ 知らなかった ■■■ 言葉だけは知っていいた ■■■ 無回答

資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

重点目標(3)女性や男性に対する暴力の根絶 (豊橋市DV対策基本計画)

「豊橋市男女共同参画行動計画とよはしハーモニープラン 2018 - 2022」の重点目標「女性などに対する暴力の根絶」に関する施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成19年7月11日公布、平成20年1月11日施行)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画(DV基本計画)」と位置づけています。

策定の趣旨

配偶者などからの暴力(以下「DV」と略記)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではありません。

DVは家庭内で行われるため、潜在化しやすく、外部からの発見が 困難な状況にあります。しかも、加害者に罪の意識が薄い傾向があり、 暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がありま す。また、被害者は多くの場合女性であり、この背景には、性別に基 づく固定的な役割分担意識や、就業実態における男女の格差など、男 女共同参画社会を実現するために解決すべき同様の課題が存在して います。

豊橋市においてもDVを防止し、根絶するためには、男女が互いに、その人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要であり、このような観点から、DVの被害者が安心して安全に暮らせる社会をめざした取組を推進していく必要があります。

【現状】

- ○配偶者や恋人から暴力を受けた経験がある人は、僅かに減少傾向にありますが、被害者は依然として男性に比べ女性が多い状況です。
- ○暴力被害者のうち、「だれにも相談しなかった」は約4割で、相談しなかった理由として、「相談しても解決できないと思ったから」が約5割を占めています。
- ○暴力を防止するために必要なことは、「家庭で子どもに対し、小さいころから暴力はいけないことだと教える」が7割を超え、最も高くなっています。

【課題】

- ○あらゆる世代へDVに関する啓発活動を進めていく必要があります。
- ○相談窓口の周知を図るために、多くの市民に情報提供や啓発を行う必要が あります。
- ○被害者がためらうことなく相談できる環境を整えるとともに、相談員のス キルを高める必要があります。
- ○被害者の背景事情に十分に配慮し、被害者の救済や自立支援に向け、関係 課と連携する必要があります。

【基本的な施策】

- ○DV防止のための啓発活動の推進
- ○安心して相談できる体制の整備
- ○DV被害者への自立支援の充実

指標• 目標値 とよはしハーモニープラン 2018-2022 基本目標 4 重点目標 (3)

DVの被害者が安心して安全に暮らせる社会をめざした取組を推進します。

指標	実績		目標	
拍标	年度	実績値	年度	目標値
DV防止法を知っている人の割合	H28 年度	72.4%	H34 年度	80.0%
DV相談窓口の認知度	H28 年度	32.9%	H34 年度	50.0%

基本的な施策① DV防止のための啓発活動の推進

女性などに対する暴力を許さない社会の実現のため、若い世代を含めた社会全体で男女の人権尊重意識を共有することができるよう、関係機関と連携し、啓発活動に努めます。

事業名	事業の概要
DV 理解・防止のための 啓発の促進	DVに関する正しい理解と認識を図るため、広報・パンフレット等を活用した啓発を促進する。
「女性に対する暴力をなく す運動」の展開	11月12日~25日(11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日)の「女性に対する暴力をなくす運動」週間にあわせ啓発事業を実施する。
DV 理解のための講座の 開催	男女間における暴力が、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることへの理解を深めることを目的とした講座を開催する。
デートDV対策の推進	高校生・大学生など若年層を対象としたデートD Vに対する認識を高めるための出前講座を実施する。

基本的な施策② 安心して相談できる体制の整備

庁内や関係機関との連携を強化し、DV被害者が安心して相談できる体制の強化を図り、支援体制を充実していきます。

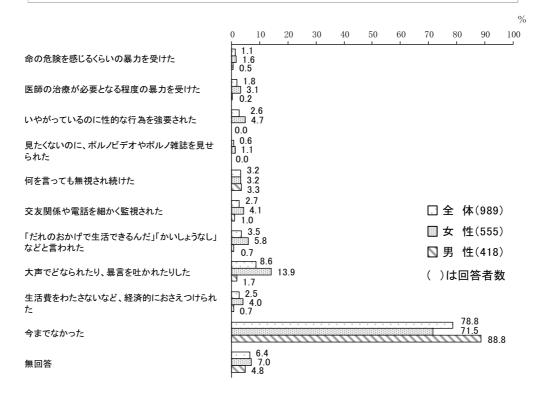
事業名	事業の概要
DV 相談窓口の充実	潜在化しやすい DV 被害を未然に防ぎ、早期の 段階での実態把握や情報提供を図り、関係機関 との連携のもと相談者への必要な対策を施すこ とを目的とした窓口の充実を図る。
相談員の育成	被害者に対し的確な相談、支援が実施できるよう、DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門的知識の習得や研修の充実を図る。
庁内の連携体制の整備	啓発・相談・自立支援など多岐にわたる DV 施策を円滑に実施するため、関係各課による連携体制を整備する。
関係機関・民間団体との連携 体制の整備	相談業務に的確に対応するために、愛知県、警察など関係機関、民間団体との連携を図る。
緊急時における相談者の 安全確保と一時保護の実施	一時保護施設と連携を図り、DV被害者が保護を求めた時点から一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。

基本的な施策③ DV被害者への自立支援の充実

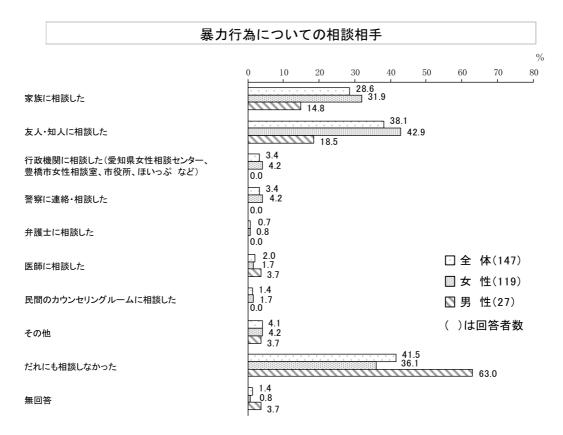
DV被害者が自立した生活を送ることができるよう関係機関と連携し、情報提供を行うとともに各種支援を提供します。

事業名	事業の概要
生活の支援	経済的に困窮している方に対し、関係する法律及 び各種制度により経済的な支援を行う。
就業の支援	生活に困窮し就労能力と意欲のある方に対し、ハローワーク等関係機関と連携を図り、就労支援を実施する。
住宅の確保	老人福祉施設、市営住宅等を活用し、DV 被害者の住宅の確保に努める。
子どもの就学・保育等の支援	就園・就学及び転校にあたっての配慮や就学援助 等の支援を行う。
被害者に係る情報の保護	住民基本台帳事務における支援措置を実施する。

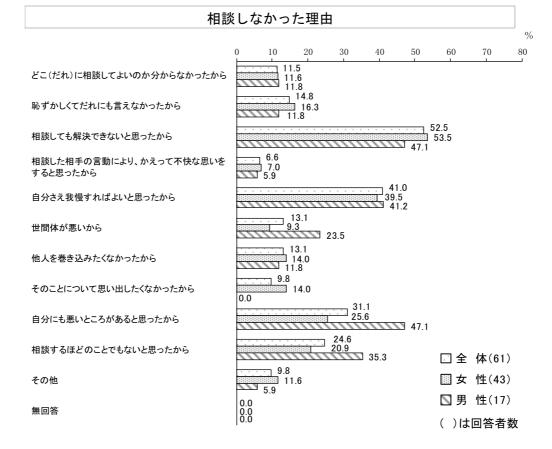
配偶者や恋人から暴力を受けた経験



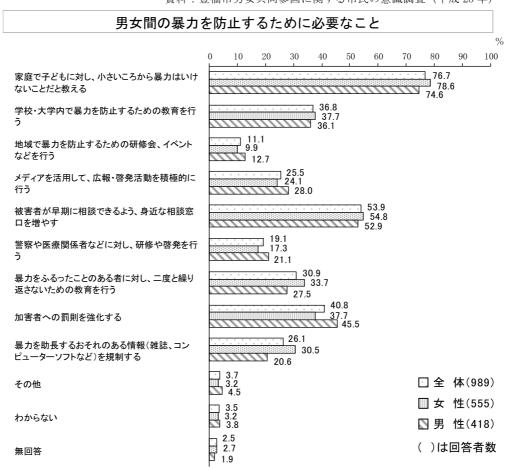
資料:豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)



資料:豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)



資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)



資料:豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

基本目標5 計画を推進する体制の整備

このプランの推進体制を確立するとともに、施策の推進体制を強化します。

重点目標(1) 推進する体制の整備

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっているため、庁 内の連携を強化するとともに、市民協働の観点から市、市民、事業主、市民活 動団体などと連携し、事業を推進していきます。

重点目標(2) 男女共同参画センターの充実

男女共同参画社会を実現するためには、プランで位置づけた施策等を総合的かつ効果的に推進することが求められます。男女共同参画における活動を総合的に支援し、推進を図る拠点施設として、男女共同参画センターの利用促進を図ります。

重点目標(1)推進する体制の整備

【現状】

- ○市職員への男女共同参画意識の醸成を図り、行政における各分野で男女共同参画を推進する取組を実施するため、「テーマ別研修」、「管理職研修」などを実施しています。
- ○男女共同参画推進セミナーの修了生を登録し、市と協働して男女共同参画 を地域で広げるための取組を進めています。
- ○豊橋市男女共同参画推進会議を設置し、男女共同参画社会の実現に向けた 施策を総合的、効果的に推進しています。
- ○男女共同参画の推進に関する必要な事項を調査・審議する豊橋市男女共同 参画審議会を設置し、市民意見を聴取し、施策に反映しています。

【課題】

- ○庁内の意識改革及び連携強化を図り、実効性のある施策を検討・実施していく必要があります。
- ○市民協働の観点からプランを推進するにあたって、市民、事業主、NPO や自治会など地域の活動団体と連携、協力し、取組を進めていく必要があ ります。

【基本的な施策】

- ○庁内推進体制の強化
- ○市・市民・事業主等との協働によるプランの推進

基本的な施策① 庁内推進体制の強化

施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部署の連携を強化し取組を進めます。また、男女共同参画推進会議や男女共同参画審議会により、その進行管理を行います。さらに、市自体が一つの事業主として他の事業所のモデルとなるよう庁内の男女共同参画を進めます。

事業名	事業の概要
男女共同参画推進会議の 開催	総合的に男女共同参画行政を推進するため、副市長を会長とした庁内会議を開催する。
市職員向け研修会の実施	職員向けに男女共同参画に関する研修会を実施 する。

基本的な施策② 市・市民・事業主等との協働によるプランの推進

市の男女共同参画の指針である「豊橋市男女共同参画推進条例」に基づき、市民・事業主・市民活動団体との協力・連携体制を強化し、協働によって男女共同参画に関する施策を推進します。また、施策の推進にあたっては広く市民からの意見を聴取し、反映させていきます。

事業名	事業の概要
◎協働による事業の推進	市民、事業者などとの連携を図り、必要な取組みを進めるための体制づくりに努める。
男女共同参画審議会に対する支援の充実	審議会委員の選任において男女共同参画の観点から公募委員の就任拡大を図るとともに、あらゆる分野での男女共同参画の推進および格差改善のための重要事項について調査・審議を行うなど審議会運営への支援に努める。
市民意見の収集	プランの推進を図るとともに取組事業の進捗管理を行うため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施するとともに、市民への情報共有を図る。

重点目標(2)男女共同参画センターの充実

【現状】

- ○男女共同参画センターに充実してほしい内容として、「特定のテーマを幅広く学ぶための短期講座」など講座内容に関することのほか、「家族が一緒に参加できる講座・催し物」が高い割合を示しています。
- ○男女共同参画センターの利用者数は約6万人で推移しているものの、「利用 したことがない」と回答する人が約9割を占めています。

【課題】

- ○男女共同参画センター「パルモ」の利用者を増やすため、市民ニーズに合った講座を開催する必要があります。
- ○男女共同参画センターを拠点に活動する団体の支援を推進する必要があります。

【基本的な施策】

- ○男女共同参画に関する情報の収集、発信の拠点としての機能の充実
- ○自主グループへの活動支援と市民参画・協働の推進

基本的な施策① 男女共同参画に関する情報の収集、発信の拠点としての機能の充実

施策を効果的に推進するため関係機関と連携し、男女共同参画に関する必要な情報や先進事例等の収集とわかりやすい公表に努め、市民の男女共同参画に関する取組を支援します。

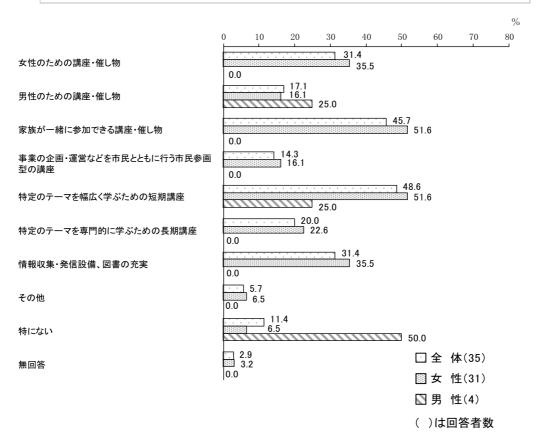
事業名	事業の概要
男女共同参画センターの 利用促進	広報紙の発行や、HP、SNSの活用により男女共同参画センターの事業内容を広く市民にPR するとともに利用者の促進を図る。
男女共同参画意識の向上を図る講座の開催(再掲)	男女共同参画意識の向上を目的とした市民向け講座を開催し、男女の意識と資質の向上を図る。特にシルバー世代への意識向上に向けた講座を実施する。
男女共同参画に関する 書籍・資料の充実	男女共同参画に関連する書籍・資料等を整備し、市民の情報収集活動を支援する。
男性や起業を目指す女性の 利用促進のための支援	新たな利用者を開拓し利用を促進するための 新しい制度を検討する。

基本的な施策② 自主グループへの活動支援と市民参画・協働の推進

自主グループ等各種団体の活動拠点として機能が果たせるよう、環境づくりに努めます。また、広く市民に親しまれる施設運営に努めます。

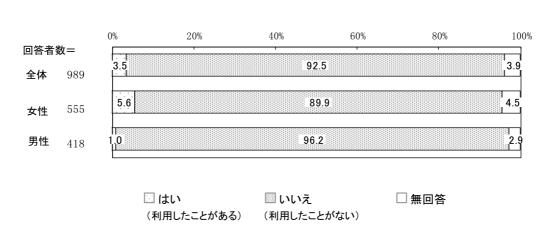
事業名	事業の概要
市民企画セミナーの実施	市民・大学・事業者などとの協働をすすめ、企画・運営を行う市民企画セミナーを開催する。
男女共同参画センター指定 管理者との連携	男女共同参画センターの円滑な運営を図るため、指定管理者と連携し、利用者の利便性を図るとともに利用率の向上に努める。
利用者の男女共同参画意識に対する育成	男女共同参画センターで活動する男性グループやボランティアなどの育成と資質の向上を 図るため、研修会を開催する。
自主グループへの活動支援	男女共同参画センターを利用する自主グループに対して、活動や組織運営についてアドバイスを行う。

男女共同参画センター「パルモ」に充実してほしい内容



資料: 豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

男女共同参画センター「パルモ」利用状況



資料:豊橋市男女共同参画に関する市民の意識調査(平成28年)

成果指標一覧

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

₩ . ₩	実績		目標	
指標	年度	実績値	年度	目標値
重点目標(1)人権を尊重した男女共同参	多画意識の向	上		
固定的性別役割分担意識に反対する(「どちらかといえば反対」を含む)人の割合	H28 年度	31.8%	H34 年度	50.0%
社会全体でみた男女の地位において、男女平等であると感じる人の割合	H28 年度	13.4%	H34 年度	18.0%
重点目標(2)子どもや親への男女共同参画の促進				
子育てにおいて「男の子らしさ、女の子らしさに とらわれず、個性を尊重するのがよい」と考える 人の割合	H28 年度	76.1%	H34 年度	80.0%
小・中学校における人権出前教室の実施	H25~H28 年度	小学校 39 校 中学校 19 校 (延べ)	H30~H34 年度	小学校 44 校 中学校 25 校 (延べ)

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の促進

指標	実績		目標	
14 伝	年度	実績値	年度	目標値
重点目標(1)政策・方針決定過程の場へ	への女性の参	多画促進		
★市の審議会等に占める女性委員の割合	H28 年度	29.7%	H34 年度	35.0%
★市職員の管理職に占める女性の割合	H28 年度	11.4%	H34 年度	20.0% 以上
★学校における女性教員の管理部門(校長·教頭)への登用	H28 年度	23.0%	H34 年度	25.0%
重点目標(2)地域社会における男女共同参画の促進				
★自治会長に占める女性の割合	H28 年度	2.5%	H34 年度	10.0%
地域活動に参加している人の割合	H28 年度	43.0%	H34 年度	60.0%

基本目標3 男女が働きやすい環境づくり

15 14	実績		目標	
上。	年度	実績値	年度	目標値
重点目標(1)雇用や就労における男女平	等の推進			
★女性(30~39歳)の就業率	H28 年度	77.4%	H34 年度	80.0%
★家族のルールの作成数 (家族経営協定締結数)	H28 年度	210 経営体	H34 年度	270 経営体
重点目標(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進				
★子育て応援企業登録数	H28 年度	190 事業所	H34 年度	370 事業所
★男性の平日における育児・家事関連時間	H28 年度	87 分	H34 年度	100分
重点目標(3)男女の活躍促進				
★市男性職員の育児参加休暇の取得率	H28 年度	16.7%	H34 年度	100%

基本目標4 生涯を通じた健康の保持と、安心できる生活環境の整備

指標	実績		目標	
	年度	実績値	年度	目標値
重点目標(1)生涯を通じた心身の健康づくりへの支援				
現在の自分自身が健康と感じている割合	H28 年度	75.9%	H34 年度	80.0%
妊娠・出産に関する保健医療サービスに満足している人の割合	H28 年度	84.5%	H34 年度	90.0%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	H28 年度	96.6%	H34 年度	98.0%
重点目標(2)様々な困難を抱える人々への支援				
男女共同参画センターでの相談件数	H28 年度	1,779 件	H34 年度	2,000 件
LGBT(性的少数者)について知っている人の割合	H28 年度	41.5%	H34 年度	80.0%
重点目標(3)女性や男性に対する暴力の根絶(豊橋市DV対策基本計画)				
DV 防止法を知っている人の割合	H28 年度	72.4%	H34 年度	80.0%
DV相談窓口の認知度	H28 年度	32.9%	H34 年度	50.0%

★:女性活躍推進計画における指標

参考資料

1 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日 法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要 課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推 進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力 ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、 並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計 画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、 社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること をいう。
 - 2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

- 第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。 (国の青春)
- 第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策 に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する 責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は 財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しな ければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣 議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策の大綱
 - 2 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は 変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

(調査研究)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の 団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必 要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- 3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府 の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総 理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 1 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する 者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な 事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。) 第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議 会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画 審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員 として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期 は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任 命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画 審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この 法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項 の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
 - 附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄 (施行期日)
- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 平成13年1月6日)

- 1 略
- 2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規 定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員 その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員 の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
 - 1から10まで 略
 - 11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置 は、別に法律で定める。
 - 附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄 (施行期日)
- 第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (以下略)

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

最終改正:平成26年4月23日号外法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等 の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項 の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機 関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計 画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する 基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のため に必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施 設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 1 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う 機関を紹介すること。
 - 2 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと
 - 3 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 4 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する 制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 5 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その 他の援助を行うこと。
 - 6 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整 その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。 (婦人相談員による相談等)
- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は 疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警 察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとす る。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は 疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター 等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

- 第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(被害者の保護のための関係機関の連携協力)
- 第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の 申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。 第4章 保護命令

(保護命令)

- 第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身 体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限 る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあ っては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被 害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き 続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生 命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。) により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申 立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者か らの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻 が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並 びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただ し、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を 共にする場合に限る。
 - 1 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 2 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 1 面会を要求すること。
 - 2 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 3 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 4 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 5 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 6 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその 知り得る状態に置くこと。
 - 7 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 8 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥 心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、

被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において 密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この 項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著し く粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その 生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた 日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該 親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他そ の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。) の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人 の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所が ないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 1 申立人の住所又は居所の所在地
- 2 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立 ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 1 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 2 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の 配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大き いと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 3 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 4 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 5 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談 し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条/2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。 (保護命令事件の審理の方法)
- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しく は保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求める ものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、こ れに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁 論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日 における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は 居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、 又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発し た旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書 に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職 員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター) の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合 について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、 当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの 規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過し た後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起 算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれら の命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。 (第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)
- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証 人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又は その支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所 規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を 行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - 1 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 2 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生 労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 3 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 4 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に 委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用の うち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
 - 1 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - 2 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

- 第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規 定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、 10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。(検討)
- 第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等 を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置

- 第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る 同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

(経過措置)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事 件については、なお従前の例による。

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

最終改正:平成29年3月31日法律第14号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍 の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努 めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第三章 事業主行動計画等
- 第一節 事業主行動計画策定指針
- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきもの を定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第二節 一般事業主行動計画
- (一般事業主行動計画の策定等)
- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項

第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で 定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主 行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主 (次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。) は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの (次項において「商品等」という。) に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同

項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めると ころにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定める ものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業 主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の 内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般 事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への 周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実 施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画 (特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ

ならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する 情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の 支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができる ものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、 当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業

を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定める ところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、

妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政 令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日 二・三 [略]

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに 附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4 豊橋市男女共同参画推進条例

平成 16 年 3 月 31 日 条例第 5 号

我が国では、日本国憲法で個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画社会基本法の制定をはじめ、法律や制度が次第に整備されてきた。

豊橋市においても、男女共同参画行動計画の策定や女性会館の開館など男女共同参画社会実現のための様々な取組を行ってきたが、今もなお、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。

こうした状況の下、これからの少子高齢社会の進展や家族形態の多様化などを展望したとき、男女が性別にかかわりなく、人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することができるとともに、多様な生き方を認め合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の実現は、重要な課題である。

そこで、市、市民、事業主、市民活動団体等が協働して、男女共同参画社会の形成に関する取組を一貫性を持って総合的、計画的に推進し、男女がいきいきと暮らせるまちづくりに資するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業主、市民活動団体及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、これを総合的、計画的に推進することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、 地域その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画 する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ とができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、自己 の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保され、 及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、男女の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、対等な構成員として社会のあらゆる分野で方針の決定、計画の立案等に参画する機

会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護等の家庭生活 における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、その他の活動と両立でき るよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、尊重するとともに妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう自らの意思が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的な理解と協力の下に行われること。

(市の役割)

- 第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的、 計画的に実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国、県、市民、事業主、市民活動団体等と相互に連携し、協力を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業主の役割)

- 第6条 事業主は、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するとともに職場、家庭 その他の活動が両立して行うことができるよう職場環境の整備に努めるものとする。
- 2 事業主は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

- 第7条 市民活動団体は、その活動に関し、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保するよう努めるものとする。
- 2 市民活動団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第8条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に配慮して教育を行うよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報の表示に関する留意)

第 10 条 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担若しくは暴力を助長させる表現又は過度の性的表現を行わないように留意するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画行動計画の策定)

- 第 11 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するための基本的な 行動計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市長は、基本計画の実効性を高めるため、その進行管理に係る適切な手法を導入するものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、豊橋市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、 市民、事業主及び市民活動団体等の意見を反映できるよう措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(積極的改善措置のための支援)

第 12 条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の格差が男女の間に生じている場合、事業主等に対し、積極的に格差を改善するための支援を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第 13 条 市は、毎年度、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況、男女 共同参画の推進状況等の報告書を作成し、公表するものとする。

(学習の支援等)

第 14 条 市は、男女共同参画についての関心と理解を深めるため、市民の学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第 15 条 市は、男女共同参画の推進に関し調査研究を行い、必要に応じてその結果を公表するものとする。

(情報提供及び広報活動)

第 16 条 市は、男女共同参画の推進活動を行う市民、事業主、市民活動団体等に対し情報の提供 その他必要な支援を行うとともに、男女共同参画に関する理解を深めるための広報活動を行うも のとする。

(苦情の申出と処理)

- 第 17 条 市民、事業主、市民活動団体等は、男女共同参画の推進に関する施策又は市が実施する 施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて苦情がある場合は、市長に 申し出ることができる。
- 2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談の申出と処理)

第 18 条 市は、市民から性別による権利侵害に関する相談の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の整備)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、拠点施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

- 第 20 条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議させるため、豊橋市男女共同 参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の4割未満とならないものとする。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に、専門的な事項を調査するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。
- 7 専門部会は、市長が委嘱する専門委員若干人で組織する。
- 8 専門委員は、当該専門的な事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている豊橋市男女共同参画行動計画については、第 11 条第 1 項の規定により定められた基本計画とみなす。

(豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年豊橋市条例 第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「表彰審査委員会委員」を

「 表彰審査委員会委員

男女共同参画審議会委員 」

に改める。

5 豊橋市男女共同参画審議会規則

平成16年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市男女共同参画推進条例(平成16年豊橋市条例第5号)第20条第9項の規定に基づき、豊橋市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

- 第2条 審議会の委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。 (会長及び副会長)
- 第3条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門部会)
- 第5条 専門部会(以下「部会」という。)は、審議会の求めに応じ専門的な事項について調査し、その経 過及び結果を審議会に報告する。
- 2 専門委員は、専門的な事項について、識見を有する者又は審議会委員のうちから市長が委嘱する。
- 3 部会長は、専門委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する専門委員がその職務を代理する。

(雑則)

- 第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 附 則
- この規則は、平成16年4月1日から施行する。

6 豊橋市男女共同参画審議会 委員名簿

平成 28 • 29 年度

氏 名	活動・職業等	備考
荒木 仁子	豊橋商工会議所女性会元会長	会長
安藤 春樹	公募	
石井 至穂	公募	
伊藤 友之	豊橋農業協同組合常務	
木之下隆夫	愛知大学文学部教授	副会長
鈴木 衣江	豊橋女性団体連絡会	
住吉 篤子	豊橋人権擁護委員	
戸崎 史子	公募	
永井 洋充	豊橋市小中学校PTA連絡協議会副会長	平成29年9月2日から
西山 宗幸	豊橋市小中学校PTA連絡協議会監事	平成29年9月1日まで

任期:平成28年度委嘱状交付日から2年間(平成30年8月1日まで)

7 豊橋市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会実現に向けた施策について、総合的かつ効果的に推進するため、豊橋市男女共同 参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の企画及び計画的な推進に関すること。
 - (2) 行動計画の策定に関すること。
 - (3) その他必要な事項

(推進会議)

- 第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある職員で組織し、会長は副市長をもって充て、副会長は市民協 創部長をもって充てる。
- 2 推進会議は、会長が招集する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、関係職員に対して推進会議へ出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

- 第4条 推進会議に幹事会を置き、別表2に掲げる職にある職員をもって構成し、幹事会の会長は市民協働 推進課長をもって充てる。
- 2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画社会の実現に向けた施策について、関係部課との連絡調整に関すること。
 - (2) 女性関連施策等の調査及び研究に関すること。
 - (3) その他男女共同参画社会の実現の促進に関すること。
- 3 幹事会は幹事会の会長が招集する。
- 4 幹事会の会長は、必要に応じて関係職員を幹事会の臨時構成員にすることができる。
- 5 幹事会の会長は、必要に応じて会長の指定する関係課の職員をもってワーキング部会を設置することが できる。

(男女共同参画推進員)

- 第5条 幹事会に男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を置く。推進員は各課代表の課長補佐級等 (不在の場合は主幹)の職にある者をもって充てる。
- 2 推進員は、所管業務において男女共同参画の推進を図るとともに、所属職員の男女共同参画意識の醸成 に努めるものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民協創部市民協働推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成2年5月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(男女共同参画推進員の設置)

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

8 豊橋市男女共同参画行動計画 策定経過

市民による検討			庁内における検討		
日付	会議	内容	日付	会議	内容
平成 28 年 8 月		男女共同参画に関する 市民の意識調査の実施			
平成 29 年 3 月 29 日	豊橋市男女共 同参画審議会	・男女共同参画に関する市民 の意識調査結果について ・男女共同参画行動計画 の方向性について			
			平成 29 年 4月 27 日	幹事会	・男女共同参画行動計画の 策定について ・計画策定ワーキング部会 の設置について
			5月17日	第1回 ワーキング	・現況と課題の整理につい て検討
			6月22日、 28日	第2回 ワーキング	・現況・課題の分析について・体系について
			8月17日	第3回 ワーキング	・中間報告について ・事業見直し、新規事業提 案について
			8月22日	幹事会	・分析結果について ・次期行動計画の方向性に ついて
			8月29日	推進会議	・次期行動計画の方向性について
			9月25日	第4回 ワーキング	・事業見直し、新規事業提 案について ・指標、目標値の検討につ いて
9月28日	豊橋市男女共 同参画審議会	・分析結果及び次期行動 計画の方向性について			
			10月24日	LGBTワー キング	・内容説明、課題認識
			11月7日	研修	・職員向けLGBT研修
			11月11日	各課意見交換	・課題や取組内容の検討
			11月16日	幹事会	・男女共同参画行動計画 (素案) について
			11月21日	推進会議	・男女共同参画行動計画 (素案) について
			11月28日	政策会議	・男女共同参画行動計画 (素案) について
			11月30日	教育委員会 定例会	・男女共同参画行動計画 (素案) について
12月21日	豊橋市男女共 同参画審議会	・男女共同参画行動計画 (素案) について			
平成 30 年 1月		・計画(素案)の公表 ・パブリックコメントの 実施			
3 月	豊橋市男女共 同参画審議会	・男女共同参画行動計画 の最終報告	平成 30 年 3 月	幹事会 推進会議	・男女共同参画行動計画の 最終報告